評価書

様式１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要様式

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和３年度（第３期）
	中期目標期間	平成 29～令和３年度

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		総務大臣		
	法人所管部局	総務省情報流通行政局郵政行政部	担当課、責任者	企画課長　松田　昇剛 貯金保険課長　小林　知也
	評価点検部局	総務省大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長　原嶋　清次

３．評価の実施に関する事項
・役員から意見聴取を実施（Ｒ４．６．14） ・４名の有識者（大学教授２名、弁護士１名、公認会計士・税理士１名）から意見聴取を実施（Ｒ４．７.11、Ｒ４．７.28）

４．その他評価に関する重要事項
－

様式１－１－２　中期目標管理法人　年度評価　総合評定様式

１．全体の評定						
評定 （S、A、B、C、D）	B：全体としておおむね所期の目標を達成していると認められる。	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		29 年度	30 年度	令和元年度	２年度	３年度
		B	B	B	B	B
評定に至った理由	項目別評定は、２項目が「A」、15 項目が「B」であり、また全体の評定を引き下げる事象もなかったため、「B」とした。					

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	「郵便貯金管理業務（周知・広報）」、「業務経費等の合理化・効率化」、は、下記のとおり中期計画における所期の目標を上回る成果を得られているものと認め「A」と評価し、その他の項目については、中期計画における所期の目標を達成したものと認め「B」と評価した。特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。 ・中期目標において重要度を「高」と設定している「郵便貯金管理業務（周知・広報）」について、個々の預金者へ計 22 万件の挨拶状を発送した。これにより、発送数は平成 29 年度からの累計で約 369 万件となり、達成率は 154%となっている。発送に当たっては住所調査を行い、その到達率は 90%以上となっている。また、インターネットによる周知・広報に一層取り組み、広報施策の内容の見直しも行う等、質的向上にも取り組んだと評価できる。このことから中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」と評価した。 ・「業務経費の合理化・効率化」について、令和３年度の一般管理費及び業務経費については、令和３年度計画の目標値（対平成 28 年度実績（189,762 千円）の５％以上削減）に対し、31.9%削減（58,606 千円）を達成していることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られているものと認め、「A」と評価した。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、出勤抑制や出張抑制が求められる中で、従来の業務手法や内部統制のあり方を見直す必要性が生じた。

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

４．その他事項	
監事等からの意見	機構の業務が法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認められる旨報告されている。
その他特記事項	該当なし

様式１－１－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書№.	備考
	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
１郵便貯金管理業務	B	A	B	B	B	１－１	
（１）委託先及び再委託先の監督	B	B	B	B	B	１－１	
（２）資産の確実かつ安定的な運用	B	B	B	B	B	１－１	
（３）周知・広報	A○	A○	A○	A○	A○	１－１	
（４）情報の公表	B	A	B	B	B	１－１	
２簡易生命保険管理業務	B	B	B	B	B	１－２	
（１）委託先及び再委託先の監督	B	B	B	B	B	１－２	
（２）資産の確実かつ安定的な運用	B	B	B	B	B	１－２	
（３）周知・広報	B	B	B	B	B	１－２	
（４）情報の公表	B	B	B	B	B	１－２	
３郵便局ネットワーク支援業務	－	B	B	B	B	１－３	
（１）交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施	－	A	B	B	B	１－３	
（２）交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施	－	B	B	B	B	１－３	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書№.	備考
	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
（１）業務経費等の合理化・効率化	A	A	A	A	A	２－１	
（２）給与水準の適正化	B	B	B	B	B	２－２	
（３）調達の合理化	B	B	B	B	B	２－３	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	３	
Ⅳ．その他の業務運営に関する事項							
（１）内部統制の充実・強化	B	B	B	A	B	４－３	
（２）情報セキュリティ対策の推進	B	B	B	B	B	４－４	
（３）災害等の不測の事態の発生への対処	B	B	B	B	B	４－５	

※１　重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※２　困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※３　重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※４　「項目別調書No.」欄には、令和元年度の項目別評定調書の項目別調書No.を記載。

※５　「Ⅰ－３郵便局ネットワーク支援業務」は平成30事業年度に業務追加。

中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１	郵便貯金管理業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	－
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）	352,143	645,374	656,007	522,468	541,520
経常利益（千円）					
行政サービス実施コスト（千円）					
従事人員数	30	38	38	38	40

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
1　郵便貯金管理業務 〈以下略〉	1　郵便貯金管理業務 〈以下略〉	1　郵便貯金管理業務 〈以下略〉	＜主な定量指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ●　郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、（１）委託先及び再委託先の監督、（２）資産の確実かつ安定的な運用、（３）周知・広報及び（４）情報	（１）　委託先及び再委託先の監督【Ｂ】 （２）　資産の確実かつ安定的な運用【Ｂ】 （３）　周知･広報【Ａ】 （４）　情報の公表【Ｂ】	＜評定と根拠＞ 【Ｂ】 「周知・広報」については、所期の目標を上回る成果を得たものとし、その他の３項目については所期の目標を達成したものと評価した。 なお、経常費用 541,520 千円については、削減対象外となっているもの※を除き、「２－１業務経費等の合理化・効率化」において評価している。 ※　削減対象外となっている経常経費とは、周知・広報に係る費用のうち、旅費・交通費（ＩＣカード乗車券利用分に限る。）以外のものであり、具体的	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 「周知・広報」は、定量的指標を上回ったと認められるため「Ａ」と評価し、その他３項目は「Ｂ」と評価した。郵便貯金管理業務全体としては、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「Ｂ」と評価した。 なお、経常費用 541,520 千円については、削減対象外となっているものを除き、「２－１業務経費等の合理化・効率化」において評価している。

				の公表の各項目を実施したか		には、郵便貯金の早期払戻し促進のための挨拶状の発送に係る費用、ポスター・チラシ広告に係る費用、新聞広告の実施に係る費用等が該当する。	

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１	郵便貯金管理業務（委託先及び再委託先の監督）		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第 13 条、第 15 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．　主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
監督方針に基づき委託先等の郵便貯金の払戻し等に係る状況の確認等を行い、これらの状況について検証の実施	半期に 1 回以上		半期に１回（２回実施）	半期に１回（２回実施）	半期に１回（２回実施）	半期に１回（２回実施）	半期に１回（２回実施）
検証結果等を踏まえ監査項目の見直しの実施	毎事業年度１回以上		２回実施	２回実施	２回実施	１回実施	２回実施
郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図るため委託先等の各地域エリアの実地監査	中期目標期間中 1 回以上		６エリアで実施 沖縄エリア 四国エリア 中国エリア 近畿エリア 北陸エリア 関東エリア	５エリアで実施 南関東エリア 東海エリア 信越エリア 東京エリア 九州エリア	４エリアで実施 東北エリア 北海道エリア 近畿エリア 中国エリア	３エリアで実施 北陸エリア 東京エリア 四国エリア	５エリアで実施 関東エリア 東海エリア 信越エリア 九州エリア 沖縄エリア

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）	8,634	6,605	6,432	3,158	3,607
経常利益（千円）					
行政サービス実施コスト（千円）					
従事人員数	8	9	9	9	9

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。 ・委託先及び再委託先に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、預金者からの苦情申告対応等の郵便貯金の払戻し等に係る状況の確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこと。 ・監査業務の実施に当たっては、委託先及び再委託先の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにすること。 【指標】 ・委託先及び再委託先における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を半期に１回以上行う。 ・委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度１回以上行う。	委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、郵便貯金管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行（以下第１の１（１）において「委託先」という。）に対し、委託した業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う銀行業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めることとする。また、郵便貯金管理業務の再委託先である日本郵便株式会社（以下第１の１（１）において「再委託先」という。）に対し、再委託された業務（再委託先が業務を再々委託する場合を含む。以下第１の１（１）において同じ。）について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う銀行業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保するよう、委託先を通じて求めることとする。	委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、郵便貯金管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行（以下第１の１（１）において「委託先」という。）に対し、委託した業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う銀行業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めることとする。また、郵便貯金管理業務の再委託先である日本郵便株式会社（以下第１の１（１）において「再委託先」という。）に対し、再委託された業務（再委託先が業務を再々委託する場合を含む。以下第１の１（１）において同じ。）について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う銀行業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保するよう、委託先を通じて求めることとする。	＜主な定量的指標＞ ・委託先及び再委託先における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を半期に１回以上行う。 ・委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度１回以上行う。 ・委託先及び再委託先の実地監査について、中期目標期間中に各地域エリアに１回以上行う。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ●　委託した郵便貯金管理業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う銀行業務と同等以上の質の確保を求めたか。また、再委託された郵便貯金管理業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う銀行代理業務と同等以上の質の確保を求めたか。 ●　委託先及び再委託先に対する監督方	下記１のとおり、郵便貯金管理業務の委託先及び再委託先（以下「委託先等」という。）に対する監督方針を定め、下記２のとおり、委託先等に対して監督方針に基づき確認等を行い、必要に応じ、改善指導等を行うことにより、郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う銀行業務及び再委託先が行う銀行業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めた。 １　監督方針の策定 郵便貯金管理業務の委託先等に対する重点確認項目（令和３年度計画に記載）及び項目ごとのスケジュール、実地監査の項目の設定方針及び対象並びに監督に当たり留意する事項等を規定した令和３年度監督方針を定め、令和３年４月に郵便貯金管理業務の委託先である（株）ゆうちょ銀行に通知した。 ２　確認等 （１）監査計画の策定及び監査項目の見直し 監督方針を踏まえ、委託先等の役職員による犯罪の防止、苦情申告対応、顧客情報の管理、その他業務品質の確保に係る事項、会計に関する業務の適正性を重点確認項目とする「令和３年度郵便貯金管理業務監査計画」を策定した。同計画においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、必要に応じてリモート監査を活用するほか、令和２年度、再委託先において多くの部内犯罪が発覚したことから、「委託先等の役職員による犯罪の防止」の項目について、特に重点を置いて実地監査を実施するなどとした。 一方、監査対象について、郵便貯金の残高の状況等を踏まえ、委託先の貯金事務センターが行う後方事務に重点を置くとともに、具体的な監査項目や監査対象局所の選定に際しては、委託先等の実施した内部監査やモニタリングの結果等も活用するなど、効果的かつ効率的な実施に努めた。 このうち、より効率的かつ効果的な監査を行う観点から、令和２年度等の郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証結果等（２（３）参照）を踏まえつつ、リスク・アセスメント※を行った上で、次のとおり、６月及び 10 月の計２回、その見直しを行った。	＜評定と根拠＞ 【Ｂ】 令和３年度監督方針における重点確認項目について、定期及び随時に委託先等からの報告内容を確認した。 委託先等における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を半期に１回行った（年度計画値は半期１回以上）。 監査項目の見直しについては、リスク・アセスメントを行った上で２回実施した（年度計画値は年１回以上））。 実地監査については５エリアで実施した。他方、新型コロナウイルス感染症感染拡大の中、全てリモート監査となり、実査ができないなどの制約等はあったが、テレビ会議システムを活用した監査の割合の拡大や様々な工夫などにより、質を維持した監査を実施した。また、委託先等の内部監査の結果やモニタリング結果等を参考にして、効果的かつ効率的な実地監査の実施にも努めたところである。実地監査で発見された不適切な事例に対しては改善を求めた。 以上のことから、所期の目標を達成していると評価した。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 委託先及び再委託先の監督に関し、中期計画及び年度計画に定めた監督方針の策定や確認等について、概ね実施された。新型コロナウイルス感染症の拡大により、実地監査が十分に実施できない状況であったが、リモート監査を行うなどして委託先及び再委託先における郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めた。 以上から、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「Ｂ」と評価した。

	・委託先及び再委託先の実地監査について、中期目標期間中に各地域エリアに１回以上行う。 ［指標設定の考え方］ 委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、委託先・再委託先の郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証及び監査項目の見直しを定期的に行うとともに、実地監査を全国において行うこととする。	加えて、次のとおり、委託先及び再委託先（以下第１の１（１）において「委託先等」という。）に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。 ①　監督方針の策定 事業年度ごとに委託先等に対する監督方針を定めることとする。監督方針においては、重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定する。 なお、重点確認項目の設定に当たっては、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に向けて引き続き取り組む必要性を十分考慮することとする。 ②　確認等 監督方針に基づき、委託先等に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、預金者からの苦情申告対応等の郵便貯金の払戻し等に係る状況について、委託先等からの報告、実地監査等により確認等を行う。なお、これらの状況の検証を半期に１回以上行う。 不適切な事例が判明した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改	加えて、次のとおり、委託先及び再委託先（以下第１の１（１）において「委託先等」という。）に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。 ①　監督方針の策定 委託先等に対する監督方針を定めることとする。令和３年度における重点確認項目は、次のとおりとし、項目ごとのスケジュールを設定する。 （重点確認項目） ア　委託先等（再々委託先を含む。）の役職員による犯罪の防止 イ　苦情申告対応 ウ　顧客情報の管理 エ　その他業務品質の確保に係る事項 オ　会計に関する業務の適正性 ②　確認等 監督方針に基づき、委託先等に対して、定期及び随時に、委託先等の役職員による犯罪の防止、預金者からの苦情申告対応等の郵便貯金の払戻し等に係る状況について、委託先等からの報告、実地監査等により確認等を行う。なお、これらの状況の検証を半期に１回以上行う。 不適切な事例が判明	針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行ったか。 ●　委託先及び再委託先における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を半期に１回以上行ったか。 ●　不適切な事例が判明した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行ったか。 ・部内犯罪事案の発生原因等について分析し、必要に応じて再発防止策を講じるなどの改善を求めたか。 ●　委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度１回以上行ったか。 ●　中期目標期間中に、委託先及び再委託先の各地域エリアに１回以上実地監査を行うよう取り組んだか。 ●　委託先及び再委託先の内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、全体の経費の増大を招かずに実地監査の充実を図ったか。	※　委託先等が実施している郵便貯金管理業務に係る具体的な事務について、リスクの発生可能性と影響度を定量的に測定、委託先等が実施しているリスク低減措置を勘案の上、なお存在しているリスク（残余リスク）を洗い出し、郵便貯金管理業務との関連度合いを加味して最終的なリスクを評価。 ６月：犯罪事案等に対する認識（特に経営陣、各部署責任者）、調査・解明及び改善策の実施状況、防犯点検、証票類・収入印紙等の管理に関する項目を追加。 10 月：「内部通報窓口」に関する項目を監査項目として追加、「預り証（預り証兼受付証）」の監査項目の中の一つの確認項目であった「防犯チラシの設置、防犯ポスターの掲出」に関する項目を監査項目に変更。 （２）書面監査（報告を受けての確認、ヒアリング） 上記の重点確認項目について判明した不適切な事例のうち、重要案件（不祥事件、顧客情報漏えい、システム機器の障害）については随時、その他の案件については月ごと、四半期ごと又は半期ごとに確認を行うことを定め、スケジュールどおりに確認を行い、原則として四半期ごとに不適切事例の発生原因等の分析を行った。また、委託先等に令和２年度監査結果を通知し、不適切な事例について再発防止策を講じることなどの改善を求め、その後に実施した委託先等の本社監査時に改善状況の確認を行った。 （３）委託先等における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証等 委託先等の役職員による犯罪の防止、苦情申告対応、顧客情報の管理等の郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を、令和２年度下期及び令和３年度上期における態勢整備状況の取りまとめにおいて実施した。 （４）実地監査（リモート監査） ア　新型コロナウイルス感染症への対応（リモート監査等） 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、令和３ 年度における実地監査は、全てリモート監査となった。 このため、監査の質を確保するという観点から、電話		

		善状況の検証を行うこととする。 実地監査については、事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先等における郵便貯金管理業務の実施状況を監査することとする。 監査項目は、郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証結果等を踏まえ、毎事業年度１回以上見直すこととする。 また、全国的に郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図る観点から、中期目標期間中に、委託先等の各地域エリアに１回以上実地監査を行うこととする。 なお、監査業務の実施に当たっては、監査項目や監査対象拠点を選定する際に、委託先等の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにする。	した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行うこととする。 実地監査については、令和３年度における監査計画を定め、重点を貯金事務センター等の後方事務に置いて、上記①の重点確認項目の確認のため必要な項目その他業務 の質の維持・向上及び適切性の確保のため必要な項目について行う。また、前年度、再委託先において部内犯罪が多発したことから、「ア　委託先等（再々委託先を含む。）の役職員による犯罪の防止」については、特に重点を置いて監査を行う。 監査項目は、郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証結果等を踏まえ、毎事業年度１回以上見直すこととする。 なお、監査業務の実施に当たっては、監査項目や監査対象拠点を選定する際に、委託先等の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努める。また、		会議システムと比べ往査先の状況が把握しやすい、テレビ会議システムを活用した監査の割合を前年度と比べ拡大するとともに、同システムの特性を活かして追加で確認が必要となった資料を画面に映してその場で確認したり、往査先より事前に送付された書面をより多くの時間をかけて確認する等工夫して実施した。 なお、リモート監査のみでは監査品質の確保に限界があることから、今後も、新型コロナウイルス感染症の感染状況にも配意しながら、実地監査を行う必要があると考えている。他方、リモート監査については、より多くの監査担当者が場所を選ばず参加できる、移動に要する時間と費用を節約できる等の利点もある。 このようなことから、実地監査を行う場合でも、より効果的かつ効率的な監査の実施の観点から、リモート監査の手法等を一部併用していく予定である。 イ　監査対象エリア等の選定と実地監査の実施 「令和３年度郵便貯金管理業務監査計画」に基づき、５エリア 21 局所（委託先等の本社含む）に対して実地監査を行うこととした。 監査対象の選定に当たって、委託先については、令和２年度とのエリアの重複は避け、再委託先については、エリア内では過去に訪問実績が少ない県や地域を対象とするように努めた。対象拠点の選定は、委託先等の内部監査の結果やモニタリング資料等における事故発生状況、事務取扱件数等を参考にして選定した。 （５）重点確認項目の状況 ア　委託先等（再々委託先を含む。）の役職員による犯罪の防止 令和３年度の委託先等における犯罪発覚件数は４件と前年度（14 件）と比べ大幅に減少した。内訳は、①郵便局長がオートキャッシャー等に保管中の現金を窃取し、現金のないまま自己口座の残高を電磁的に水増しした事案（２件）、②窓口社員が拾得物であるキャッシュカードを持ち出し、ＡＴＭにおいて通常貯金を無断で払い戻して窃取した事案（１件）、③窓口社員がお客さまの総合口座通帳等を使用して無断で払い戻して窃取した事案（１件）となっており、委託先から報告書を受領して本社にヒアリングを行い、更なる調査と再発防止を要請した。実地監査においても研修等再発防止策の実施状況を確認し、特段の問題は認められていないが、依然、管理者による高額犯罪が発生していることから、引き続		

			新型コロナウイルス感染症拡大など実地監査が困難となる状況が生じた場合においても、リモート監査の活用等の取組により、監査業務の質を確保するよう努める。		き、確認することとしている。 イ　苦情申告対応 　委託先から毎日報告される苦情申告等の内容については、貯金部の管理者及び担当職員で構成される苦情管理推進会議において、全て確認を行い、不適切な対応が懸念される事案については対応部署に確認するとともに、必要に応じて是正指導を行うなどした。 　苦情件数は、第３期中期目標期間中、毎年度減少しており、令和３年度の件数は 485 件で平成 29 年度（2,292 件）の５分の１程度の水準となった。また、苦情のうち長期未解決事案も同期間中低位で推移している。 ウ　顧客情報の管理 (ｱ) 顧客情報の漏えい等事案への対応等 　委託先等において顧客情報の漏えい等が発覚した際には、報告を受け事故の内容及び再発防止策について確認を行ったが、重篤な問題は認められなかった。 (ｲ) 総務省指針への対応 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（総管情第85号(平成16年９月14日)。以下「個人情報管理指針」という。）への対応を監督方針に定め、当該指針への対応状況を監査項目として設定したほか、「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理の徹底について（通知）」(総管管第９号(令和２年１月15日)）も踏まえ、委託先に対して、顧客情報の取り扱いを含む外部委託に関係する資料の提出を求めた。 　具体的には、委託先の貯金事務センター等から更に外部委託されている事務について、個人情報の取扱いが適正になされるようにする仕組みについて運用状況を監査し、適正な取扱いがなされていることを確認した。 (ｳ) 情報セキュリティ対策の実施状況 　委託先での情報セキュリティ対策の実施状況については、本社監査において、人材育成、内部不正対策の観点のほか、昨今、エモテット(Emotet)※による被害が急増していること等も踏まえ、特に標的型攻撃メールへの対応に重点を置いて監査を実施、関連の研修		

					や訓練等の取組を実施していること、サイバーセキュリティ管理態勢に関する専門家による第三者評価を実施していること、サイバーインシデントを想定した全社的な訓練等を実施していること等対策が適切に行われていることを確認した。 ※　情報の窃取に加え、更に他のウイルスへの感染のために悪用されるウイルス。悪意のある者によって、不正なメール（攻撃メール）に添付される等して感染の拡大が試みられているもの。 エ　その他業務品質の確保に係る事項 (ｱ) 犯罪による収益の移転防止に関する法律への対応 疑わしい取引の総務省への届出は０件だった。 委託先の特定事業者作成書面の内容を確認し、おおむね適正に事務を遂行していることを確認した。 また、委託先における犯収法の対応状況について、定期報告、態勢整備報告及び実地監査により確認を行い、特段の問題は認められなかった。 (ｲ) その他確認事項 業務品質確保の観点から重点確認項目の他に、「権利消滅に係る業務知識」、「預入限度額超過者に対する強制措置の実施」及び「事務事故発生後の指導状況」等についても、実地監査において確認している。その結果、「権利消滅に係る業務知識」について、郵便局の社員が権利消滅の対象となる貯金や期間について認識が不十分である事案が認められたことから、情報紙や研修により定期的に周知・指導を実施するよう再委託先に改善を求めた。 オ　会計に関する業務の適正性 (ｱ) 委託先から報告される月次財務データの検証 計数の正確性を確認するため、その前年度値との比較等により、月ごとに異常値分析を行い、問題点がないことを確認した。 (ｲ) 地方公共団体貸付の弁済状況等の確認及び実地監査 委託先から弁済等の月次財務データの報告を受けるとともに、融資施設について、書面調査結果を定期的に個別案件の報告を随時受け、いずれも内容が適切であることを確認した。 また、委託先のエリア本部２か所に対して、リモー		

					ト監査を実施し問題点や指摘事項がないことを確認するとともに、引き続き、地方公共団体貸付に係る情報の適正な管理を行うよう求めた。		

４．その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１	郵便貯金管理業務（資産の確実かつ安定的な運用）		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第 13 条、第 28 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）	-	-	-	-	-
経常利益（千円）					
行政サービス実施コスト（千円）					
従事人員数	4	4	4	4	4

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
郵便貯金に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き郵便貯金資産について、確実かつ安定的な運用を行うよう努めること。具体的には、機構法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）により定められた運用方法（預金者貸付、国債の売買、金融機関への預金、地方公共団体に	郵便貯金に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き郵便貯金資産について、郵便貯金資産の運用計画（別紙１）に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めることとする。	郵便貯金に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き郵便貯金資産について、郵便貯金資産の令和３年度運用計画（別紙１）に従い、方針を定め、確実かつ安定的な運用を行うよう努めることとする。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ●　郵便貯金資産について、運用計画に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めたか。	1　運用実施方針の策定 中期計画及び年度計画に定める運用計画に従い、以下の方針を定め、実施した。 「令和３年度運用実施方針の主要事項」 ・資産の運用に当たっては、安全・確実性を重視するとともに十分な流動性を確保する。 ・運用方法は、(株)ゆうちょ銀行に対する預金、地方公共団体に対する貸付け、有価証券又は預金への運用とする。 ・有価証券の購入時期については、金利情勢を勘案し、柔軟に対応する。 2　資産運用の状況 （１）　(株)ゆうちょ銀行に対する預金：機構発足時から、保有する郵便貯金残高の全額を特別貯金として預金しており、令和３年度末残高は、591,662 百万円である。独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年	＜評定と根拠＞ 【Ｂ】 郵便貯金資産については、中期計画及び令和３年度年度計画で定める運用計画に基づき、並びに令和３年度運用計画に従い具体的な運用方法等を令和３年度郵便貯金資産の運用実施方針として定め、これを遵守した運用を行った。 以上のことから、所期の目標を達成したものと評価した。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 資産の確実かつ安定的な運用に関し、中期計画及び年度計画に定めた方針が策定され、資産の運用状況から確実かつ安定的な運用が行われたと判断される。 以上から、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「Ｂ」と評価した。

	対する貸付けに係る債権の保有等）の範囲内で、郵便貯金資産の運用計画に従った運用を行うこと。				法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 28 条第２項及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成 19 年総務省令第 98 号。以下「省令」という。）第 36 条の規定に基づき、毎月「特別貯金残高から地方公共団体貸付額を引いた額」以上の額の国債を担保として徴した。 （２）　総務省認可を受けた金額の範囲内で(株)ゆうちょ銀行から借り入れた資金により地方公共団体への貸付債権を保有した。令和３年度末残高は、246,483 百万円である。 （３）　権利消滅金として(株)ゆうちょ銀行から機構に振り込まれる資金等については、国債市場において低金利（マイナス金利含む）が続いているため、国債による運用は行わず、全額、(株)ゆうちょ銀行の振替口座（無利子）に留め置いた。令和３年度末残高は 57,421 百万円である。		

４．その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１	郵便貯金管理業務（周知・広報）		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
平成 29 年４月１日時点で満期経過９年目以下、当該年度に 15 年目の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を発送	・中期目標期間中に９年目以下の預金者に１回以上 ・15 年目の預金者へは当該年度に発送		・２～９年目の全件 ・16～19 年目の全件 ・11～14 年目の一部 ・15 年目の全件	・２年目及び 11 年目（払い戻していないもの）、12～14 年目（昨年度の挨拶状発送分を除いた払い戻していないもの）、16～19 年目（昨年度に挨拶状が到達した払い戻していないもの）の全件 ・３～９年目（昨年度に挨拶状が到達した払い戻していないもの）の一部 ・15 年目（昨年度の挨拶状発送分を除いた払い	・2年目（払い戻していないもの）、19 年目（昨年度に挨拶状が到達した払い戻していないもの）の全件 ・15 年目（平成 29 年度又は昨年度に挨拶状が到達した払い戻していないもの）の全件	・５年目および 15 年目から 19 年目（いずれも払い戻していないもの）の全件（ただし、同一名義人で複数の該当口座がある場合には、名寄せをし、満期経過年数の一番長い口座に係る挨拶状１通に集約して発送）	・5年目、8年目、12 年目、15 年目、17 年目から 19 年目（いずれも払い戻していないもの）の全件（ただし、同一名義人で複数の該当口座がある場合には、名寄せをし、満期経過年数の一番長い口座に係る挨拶状１通に集約して発送）

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
予算額（千円）					

				戻していないもの）の全件												
	上記の預金者と効果があると認められた際にはそれ以外の預金者にも挨拶状を発送	上記の預金者と合わせて中期目標期間中 240 万件以上		上記の預金者について 224 万件 (93.3%)	上記の預金者について 83 万件、昨年度からの累計で 307 万件(128%)	上記の預金者について 23 万件、平成 29 年度からの累計で 330 万件(138%)	上記の預金者について 17 万件、平成 29 年度からの累計で 347 万件(145%)	上記の預金者について 22 万件、平成 29 年度からの累計で 369 万件(154%)			決算額（千円）					
	挨拶状を発送した預金者への実態調査の実施	初年度は 1,000 名以上に発送 次年度以降は有効性を見ながら調査票を発送		1,500 名 (150%)	30,000 名	50,000 名	20,000 名	20,000 名			経常費用（千円）	342,676	637,890	648,717	518,297	536,916
	転居等で届かなかった預金者への挨拶状の発送	住所調査の有効性が検証できた際には可能な限り実施		住所調査の有効性が検証できた	住所調査 25 万人調査完了 新住所が判明した預金者について挨拶状 3.4 万件送付（上記挨拶状の外数）	住所調査 46 万人調査完了 新住所が判明した預金者について挨拶状 23 万件送付（上記挨拶状の外数）	住所調査 3.1 万人調査完了 新住所が判明した預金者について挨拶状 1.7 万件送付（上記挨拶状の外数）	住所調査 ３万人調査完了 新住所が判明した預金者について挨拶状 1.9 万件送付（上記挨拶状の外数）			経常利益（千円）					
	・預入期間を経過した郵便貯金の残存状況のＨＰ公表 ・新聞広告等の実施	毎事業年度１回以上 新聞広告の実施		毎月ＨＰへ公表 新聞広告１回	毎月ＨＰへ公表 新聞広告２回 雑誌広告１回 ＴＶＣＭ１回	毎月ＨＰへ公表 新聞広告１回 雑誌広告１回 ラジオＣＭ１回	毎月ＨＰへ公表 新聞広告１回 雑誌広告１回 かんぽの宿関連会員誌広告　1回 ラジオＣＭ１回 インターネット広告１回	毎月ＨＰへ公表 新聞広告１回 雑誌広告１回 テレビＣＭ２回 ラジオＣＭ１回 インターネット広告２回			行政サービス実施コスト（千円）					

	公共機関・各種団体等に広報施策・活動の連携実施	年５件以上		35 件	42 件	48 件	44 件	45 件			従事人員数	7	7	7	7	7

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	民営化後も政府保証を継続することとしている民営化前に預入が行われた定額郵便貯金等の郵便貯金については、権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のため、引き続きその残存状況を適時に把握し、より効果的な周知・広報を実施すること。具体的には、周知に当たっては、預入期間を経過した郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状の送付対象を第２期中期目標期間より拡大するのに加え、転居した預金者に対しても周知をする方策を検討するとともに、毎事業年度預金者に対する実態調査を行う等により、実態把握を促進すること。広報に当たっては、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めるこ	郵便貯金の権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のため、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、より効果的な周知・広報を実施することとする。 具体的には、早期払戻しを促す挨拶状を、平成 29 年４月１日時点で満期後９年目以下の預金者に対して中期目標期間中に１回以上発送し、同期間中に満期後 15 年目を迎えた預金者に対して当該年度に発送する。それ以外の預金者に対しても挨拶状の効果を検証した上で、効果が認められた場合には可能な限り実施する。これにより、中期目標期間中に挨拶状を240 万件以上発送する。 また、挨拶状に係る施策を改善していくため、挨拶状を発送した預金者への実態調査を毎事業年度行う	郵便貯金の権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のため、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、より効果的な周知・広報を実施することとする。 預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻しを促す挨拶状については、満期後５年目及び 15 年目の郵便貯金並びに住所調査で新住所が判明した郵便貯金の預金者に発送するほか、令和元年度までにすべての預金者に発送したことになることから、引き続き、挨拶状を再度発送する効果を検証し、効果が認められ得る場合は、権利消滅までの期間が短い者に重点を置き発送する。 また、挨拶状を発送した預金者へのアンケート調査（10,000 名以上）を	＜主な定量的指標＞ ・預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎事業年度１回以上周知する。 ・預入期間を経過した郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を、中期目標期間中に240 万件以上発送する。 ・挨拶状を発送した預金者への実態調査を、初年度 1000 人以上を対象に行い、次年度以降は、初年度の調査結果を踏まえ、より効果的な把握方法を検討の上行う。 ・公共機関・各種団体等と広報施策・活動を年５件以上連携して実施する。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ●　預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、費用対効果を十分に検証した上で、 より効果的かつ効率的な周	１　預入期間を経過した郵便貯金の預金者への個別周知等 （１）早期払戻しを促す挨拶状の発送 年度計画に従って、満期後５年目（平成 28 年度に満期）及び 15 年目（平成 18 年度に満期）に加え、同８年目（平成 25 年度に満期）、12 年目（平成 21 年度に満期）と 17 から 19 年目の郵便貯金（平成 14 から 16 年度に満期）を発送対象とし、合計 22 万件の挨拶状を発送した。これにより発送件数は、中期計画値（中期目標期間中の 240 万件以上）に対して平成 29 年度からの累計で 369 万件となり、達成率は 154％となった。 挨拶状については、郵便貯金を払戻ししていない預金者に対し、より効果的な周知を図るため、開封してもらいやすいとされる圧着型の形状のものとするとともに、記載内容について、貯金証書・通帳を紛失した際の手続き方法の照会が多いことを踏まえ、貯金証書・通帳が「ある」場合と「ない」場合の２つに分け、各手続きをフロー形式で記載するなど、より分かりやすい表記とした。 一方、挨拶状発送の効率化の観点から、同一名義人で複数の該当口座がある場合には名寄せをし、満期経過年数の一番長い（権利消滅が近い）口座に係る挨拶状１通に集約して発送することとし、発送数は、名寄せしなかった場合（55 万通）と比べ 60％減となった。加えて、新たに、今後の挨拶状発送不要の申し出の仕組みを導入、1,358 件の申し出があった。 （２）預金者の実態(アンケート)調査 挨拶状を発送した預金者へのアンケート	＜評定と根拠＞ 【Ａ】 定量的指標についてはいずれも対計画値120％以上を達成していることに加え、周知広報施策の内容等の見直しや効率化の取組等を行うことで、以下のとおり、所期の目標を上回る成果を得たものと評価した。 挨拶状については、年度計画に従い、対象となる満期後５年目、８年目、12年目、15年目及び満期後17～19年目の郵便貯金預金者に計22万件発送した（中期目標期間累計で369万件（対中期目標値240万件以上）、達成率154％）。 なお、挨拶状について、形状、表記について工夫を行う一方、名寄せした上での発送（発送数は名寄せしなかった場合の60％減）、今後の挨拶状発送不要の申し出の仕組み導入等効率化にも努めた。 挨拶状を発送した預金者へのアンケート調査については、郵便貯金を払い戻した預金者・払い戻していない預金者の計２万名に対し実施、年度計画値１万名以上を確保する一方、過大にならないように配意した。また、新たに、Webを通じて調査に回答できるようにするなど、調査の効率化等にも努めた。 調査結果によると、権利消滅制度の認知や郵便貯金の払戻しのきっかけとして挨拶状を挙げている者が多く、挨拶状を受け取った預金者には、挨拶状が有効であることを示しているものと認められる。 その他、年度計画に基づき、アンケート調査のほか、預金者データを分析するなどにより、預金者の実態を第３期中期目標期間の見込み業務実績等報告書で提示するなどした。	評定　Ａ ＜評定に至った理由＞ ・預入期間を経過した郵便貯金の残存状況については、毎月、委託先である(株)ゆうちょ銀行から報告を受け把握し、満期前の郵便貯金の種類別残存状況等を、中期計画目標の毎事業年度１回以上に対して、令和３年度は 12 回（毎月）、機構のＨＰに掲載・公表すると共に、満期を経過した郵便貯金の早期受け取りを呼びかけている。 ・挨拶状発送については、満期後５年目、８年目、12 年目、15 年目及び満期後 17～19 年目の郵便貯金預金者に計 22 万件挨拶状を発送した。これにより発送件数は、中期計画値（中期目標期間中 240 万件以上）に対して平成 29 年度からの累計で 369 万件となり、達成率は 154％となった。 ・挨拶状を発送した預金者へのアンケート調査については、年度計画値１万名のところ、郵便貯金を払い戻した預金者・払い戻していない預金者の計２万名に対し実施した。また、新たに Web を通じて調査に回答できるようにする等、調査の効率化に努めた。 調査結果から、権利消滅金制度の認知や郵便貯金の払戻しの

	と。 【重要度：高】民営化前に預入が行われた定額郵便貯金等の郵便貯金については、民営化後も政府保証を継続することとしているが、満期後一定期間を経過した後、機構が預金者に対し催告し、その催告を発した日から２月以内になお払戻しのない場合は預金者の権利が消滅することから、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻しが促進されるよう、より効果的な取組を実施する必要がある。 【指標】 ・預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎事業年度１回以上周知する。 ・預入期間を経過した郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を、中期目標期間中に 240 万件以上発送する。 ・挨拶状を発送した預金者への実態調査を、初年度 1000 人以上を対象に行い、次年度以降は、初年度の調査結果を踏まえ、より効果的な把握方法を検討の上行う。 ［指標設定の考え	こととする。なお、初年度は1,000名以上の預金者に対して調査票を発送することとし、次年度以降は、初年度の調査結果を踏まえ、より効果的な把握方法を検討の上行うこととする。 さらに、転居等のため挨拶状が届かなかった預金者に対しても周知するために住所調査を行うことの有効性について検証を行い、効果が認められた場合には可能な限り実施する。 これらの預金者への個別周知施策に加え、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を、毎事業年度１回以上ホームページにおいて公表するとともに、新聞広告等の広報施策を実施する。 郵便局その他の施設や広報媒体を通じた幅広い広報を推進する。この一環として、公共機関・各種団体等に対し、年５件以上の広報施策・活動の連携を図る。 広報に当たっては、実際に窓口において満期を迎えた貯金を受け取った方に対する実態調査等を行い、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ	行うほか、引き続き、保有する預金データを分析するなどして預金者の実態を今中期目標期間の見込み業務実績等報告書で提示できるように努める。 住所調査については、昨年度までに調査が完了していない預金者や昨年度挨拶状が届かなかった預金者を基本として実施することとする。 これらの預金者への個別周知施策に加え、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況をホームページにおいて公表するとともに、新聞広告等の広報施策を実施する。 郵便局その他の施設や広報媒体を通じた幅広い広報を推進する。この一環として、公共機関・各種団体等に対し、５件以上の広報施策・活動の連携を図る。 広報に当たっては、実際に窓口において満期を迎えた貯金を受け取った方に対する実態調査等を実施する。	知・広報活動を実施したか。 ●　満期後９年目以下及び満期後 15 年を経過した預金者に対する挨拶状を発送し、それ以外の預金者に対しても挨拶状の効果を検証した上で、効果が認められた場合には可能な限り実施したか。 ●　預入期間を経過した郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を、中期目標期間中に240万件以上発送するよう、取り組んだか。 ●　挨拶状を発送した預金者への実態調査について、前年度の調査結果を踏まえ、より効果的な把握方法を検討の上行ったか。 ●　転居等のため挨拶状の届かなかった預金者に対しても周知するために住所調査を行うことの有効性について検証を行い、効果が認められた場合には可能な限り実施したか。 ●　預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎事業年度１回以上公表したか。また、新聞広告等の広報施策を実施したか。 ●　幅広い広報を推進するために、公共機	調査については、郵便貯金を払い戻した預金者及び払い戻していない預金者２万名に対し実施した（年度計画値（１万名以上）のサンプル数を確保しつつ、過大とならないよう配慮した）。さらに、調査の効率化等の観点から、従前の郵送による回答のほか、新たにWebを通じた回答ができるようにした（回答者の 25%が Web で回答）。 なお、調査結果の主な概要は、以下のとおりである。 ①　郵便貯金が満期後 20 年２か月経過すると権利消滅することを知り得たきっかけとして挨拶状と回答した預金者が 71.9% ②　挨拶状を受け取り、「払戻しを行った。手続中」が 23.8%、「近日中に行う予定」が 39.4%（計 63.2%） また、上記アンケート調査のほか、預金データから預金者の年齢、金額等の分析等を通じ、預金者の実態を把握、第３期中期目標期間の見込み業務実績等報告書において提示したほか、他の広報施策実施に当たっての参考資料等として活用した。 （３）住所調査の実施 年度計画に基づき、令和２年度末時点で調査未着手の預金者（元利金１万円未満（1.9 万人））及び調査開始後も調査未了の預金者（0.1 万人）のほか、令和２年度に挨拶状を発送したが届かなかった預金者（１万人）について、住所調査を実施。調査の結果、新住所が判明した預金者に対して、1.9 万件の挨拶状を送付できた。 また、住所調査により判明した新住所を、発送が２回目以降となる挨拶状に反映することなどにより、令和３年度の挨拶状（22 万件）の到達率は 90.1%（住所調査未実施の平成 29 年度は 58.0%）となった。 ２　郵便貯金の残存状況の把握・公表 満期を経過した郵便貯金の残存状況については、毎月、委託先である(株)ゆうちょ銀	住所調査については、年度計画に従って対象となる預金者に実施、新住所が判明した預金者（1.9 万件）に挨拶状を送付することができた。また、判明した新住所を、２回目以降の挨拶状発送に活用することで、挨拶状の効果的かつ効率的な発送にも寄与した。 預入期間を経過した郵便貯金の残存状況について毎月、委託先から報告を受け把握、当該状況について、中期計画（毎事業年度１回以上）に対し、12 回、機構ホームページで公表するとともに、郵便貯金の早期受取りを呼びかけた。 広報施策については、コロナ禍の中ではあったが、新聞広告等の施策を引き続き実施する一方、インターネットを通じた周知・広報に一層取り組むほか広報施策の内容等の見直しにも取り組んだ。 公共機関・各種団体等との広報施策・活動の連携については、45 件実施した（中期計画値は５件以上）。 広報施策の実施に当たっては、調達を、原則、一般競争入札で行うほか、主な広報施策については施策実施後 Web アンケート調査を行い、結果を分析、要した費用及び行動率等について検証を行うなど、効率的かつ効果的な実施に努めた。	きっかけとして挨拶状を挙げている者が多いことから、挨拶状を受け取った預金者に対して、挨拶状が有効であることが認められる。 ・住所調査については、年度計画に従って、対象となる預金者に実施。新住所が判明した預金者（1.9 万件）に挨拶状を送付することができた。判明した新住所を２回目以降の挨拶状発送に活用した結果、令和３年度の挨拶状到着率は 90.1%となり、住所調査未実施の平成 29 年度の 58.0%から大幅に向上した。 ・幅広い広報については、公共機関・各種団体等との広報施策・活動の連携に積極的に取り組み（機関誌や広報誌への公告の掲載、周知ポスターの掲示・チラシの備置等）、中期計画目標値年５件以上のところ 45 件実施した。・挨拶状の発送に当たって、開封してもらいやすいとされる圧着型の形状のものにするとともに、表記についても、貯金証書・通帳を紛失した際の手続き方法の照会が多いことから、貯金証書・通帳が「ある」場合と、「ない」場合の２つに分け、各手続きをフロー形式で記載するなど、より分かりやすくなるよう工夫して訴求力向上に努める一方、発送の効率化から、同一名義で複数の該当口座を持つ預金者について名寄せすることで発送数を 60%削減した。また、今後の挨拶状不要の申し出の仕組みを導入し、1,358 件の申し出があったなど、効率化にも努めたと認められる。 ・広報施策として新聞広告（76

	方] 権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻しを促すため、その残存状況を定期的に周知するほか、第２期中期目標期間中に行っていた満期後 15 年を経過した全預金者に対する挨拶状の発送を、満期後９年目以下の全預金者に対しても行うとともに、それ以外の預金者に対しても効果を検証した上で可能な限り行い、挨拶状を発送した預金者への実態調査を毎事業年度行うこととする。 ※満期後 15 年を経過した預金者に対する挨拶状の第２期中期目標期間中の発送件数：約 40 万件（予定） ※満期後９年目以下の預金者数（平成 20 年度～27 年度満期分）：約 200 万件（平成 28 年９月現在）	効率的な実施に努めることとする。		関・各種団体等に対し、年５件以上の広報施策・活動の連携を図ったか。 ●　窓口において満期を迎えた貯金を受け取った方に対する実態調査等を行い、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な広報の実施に努めたか。	行から報告を受け把握、元（満期前）の郵便貯金の種類別の残存状況等を、中期計画の目標である毎事業年度１回以上に対し、令和３年度は 12 回（毎月）、機構のホームページに掲載して公表するとともに、満期を経過した郵便貯金の早期受取りを呼びかけた。 3　新聞広告等の広報施策、施設や広報媒体を通じた幅広い広報の推進（★は令和３年度新規施策） 広報施策については、依然、コロナ禍が続く中ではあったが、郵便局、公共機関、各種団体の施設や各種広告媒体を通じて広報を幅広く推進した。 具体的には、下記（１）のとおり、新聞広告、郵便局でのポスターの掲示等を引き続き実施する一方、施策のより効果的な実施の観点から、社会のデジタル化の進展等に対応してインターネットを通じた周知・広報に一層取り組むとともに、比較的高い認知度が期待できるテレビＣＭの人口がより多い県での展開、広告掲載雑誌やチラシ等の内容の変更等、施策の内容等の見直しにも試行錯誤しながら積極的に取り組んだ。 公共機関・各種団体等との広報施策・活動の連携については、下記（２）のとおり、引き続き、総務省、消費者庁、日本郵政グループ、消費者団体、老人福祉施設等に協力を要請するとともに、政府広報のテーマ募集にも積極的に応募するなどにより、連携件数は、中期計画値５件以上に対し、45 件となった。 なお、施策の実施に当たっては、委託先等と情報を共有し、郵便局窓口等での説明や手続、(株)ゆうちょ銀行コールセンターでの問合せ対応などに遺漏のないよう準備を徹底した。 （１）機構において実施した周知・広報施策 ①　新聞広告 全都道府県で全国紙、地方紙等 76 紙 ②　周知用ポスターの郵便局・(株)ゆう		紙）、周知ポスターの掲示及びチラシの備置(郵便局等 22,137 局・ゆうちょ銀行全店舗)、雑誌広告（５誌）、テレビＣＭ（18 放送局）、ラジオＣＭ（７放送局）の他、社会のデジタル化に対応してインターネットによる周知・広報に一層取り組み、広報施策の内容についても、地域により見直しを行う等、効率の向上にも取り組んだと評価できる。・主な広報施策実施後に、預金者に対して WEB アンケート調査（1 回につき約 2,000 人（テレビＣＭ、ラジオＣＭは実施県ごとに約 500 人）を実施し、各施策において、公告を認知した人のうち 70％以上が「貯金の払戻しに期限がある」こと等の公告の内容を理解し、また、公告を見て「貯金を受け取りに行った」等何らかの行動をした者の割合（行動率）は平均で約 20％と、前年の約 19％より向上しており、一定の効果があったと評価できる。 ・広報施策の調達については、原則、一般競争入札により行い、契約価格の低廉化に努めた。 また、広報政策の実施に当たっては、各施策に要した費用、広報調査における行動率等も踏まえつつ、効率的かつ効果的な実施に努めたと認められる。 以上から、定量的指標に対して 120％以上を達成し、評価の視点から見ても中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため「Ａ」と評価した。

					ちょ銀行店舗への掲示 　全都道府県のポスター掲示が可能な郵便局及び簡易郵便局 22,137 局、(株)ゆうちょ銀行の全店舗 ③　周知用チラシの郵便局・(株)ゆうちょ銀行店舗への備置 全都道府県のチラシ備置が可能な郵便局及び簡易郵便局 22,137 局（長野県、鹿児島県（テレビＣＭ実施時）では、郵便局 868 局）、(株)ゆうちょ銀行の全店舗 ④　雑誌広告 　週刊誌２誌、生活情報誌３誌※　※令和２年度から発行部数が多い生活情報誌１誌を追加 ⑤　テレビＣＭ（15 秒） ・★福井県、山梨県、鳥取県、島根県、山口県の 10 放送局 ・★長野県、鹿児島県の８放送局（福井県等より人口の多い県） ⑥　ラジオＣＭ（40 秒） 　関東広域圏、関西広域圏のＡＭ・ＦＭ７放送局 ⑦　インターネット広告（バナー広告等） 　★ニュースサイト（１）、★ニュースアプリ（１） ⑧　動画共有プラットフォームを活用した情報発信 　機構の YouTube チャンネルに、テレビＣＭ等のコンテンツを追加。コンテンツ概要欄に機構ホームページのＵＲＬを付記。 ⑨　名刺の活用 　貯金部職員等の名刺裏面に郵便貯金の権利消滅に関するお知らせを印刷 ⑩　機構の封筒の活用 　機構の事務封筒に郵便貯金と簡易生命保険に関するお知らせを個別に掲載。		

					（２）公共機関・各種団体等と連携して実施した広報施策（45 件）。 ① 政府広報 政府広報ラジオ・テレビ番組での権利証消滅制度についての放送など６施策 ② 総務省 合同庁舎での周知用ポスター掲示、広報誌への記事掲載など６施策 ③ 消費者庁 消費行政ブロック会議及び消費生活センター所長会議で資料配布の２施策 ④ 日本郵政グループの施設及び関連団体 周知用ポスター掲示・チラシの設置など７施策 ⑤ 全国地域婦人団体連絡協議会 機関誌に広告を掲載の１施策 ⑥ 日本点字図書館 視覚障害者向け雑誌等へ音声広告を掲載の２施策 ⑦ 老人福祉施設等 周知用ポスター掲示、メールマガジンでの周知など 12 施策 ⑧ 日本郵便（株） 権利消滅金の発生防止のための協力の覚書締結、各種研修など８施策 ⑨ 市区町村 ★大阪府豊能町の広報誌に広告を掲載（１施策） （３）広報調査の実施等 主な施策実施直後に、施策実施時点で郵便貯金を保有していた預金者等に対し、実施施策の認知度、内容の理解度等について Web アンケート調査（１回につき約 2,000 人（テレビＣＭ、ラジオＣＭは、実施県毎に約 500 人））を実施し、結果を分析した。 広告を掲載する媒体の種類により、掲載する情報の量、広告を視聴できる人の		

					範囲、掲載期間・時間が異なり、また、調査対象も異なるが、各施策の認知率は、新聞広告（27.0%）、インターネット広告（朝日新聞デジタル（19.3%）、SmartNews(14.0%） ※各媒体の広告掲載回数は前年度の読売新聞オンラインの半分程度)、ポスター（30.8%）、チラシ（①26.0%・②38.5%）、テレビＣＭ（①45.5％・②46.2％）、雑誌広告（31.4%）、ラジオＣＭ（23.7%）となっている。各施策において広告を認知した人の 70%以上が「郵便貯金には払戻しに期限がある」こと等の広告の内容を理解している。また、調査施策について、広告を見て「貯金を受け取りに行った」等何らかの行動をした者の割合（行動率）が平均で約 20%と、一定の効果があったことが確認された。 （４）費用対効果 　広報施策の調達は、原則、一般競争入札により行い、契約価格の低廉化に努めた。 　また、広報施策の実施に当たっては、各施策に要した費用、上記（３）の広報調査における行動率等も踏まえつつ、効率的かつ効果的な実施に引き続き努めた。		

４．その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１	郵便貯金管理業務（情報の公表）		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第 17 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
ＨＰ掲載内容の検証	毎事業年度１回以上		２回	６回	５回	５回	３回

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）	832	878	858	1,013	997
経常利益（千円）					
行政サービス実施コスト（千円）					
従事人員数	11	18	18	18	20

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を提供するため、取扱営業所の数、業務の内容等、上述の目的を達するために必要な業務及び組織その他経営内容に関する情報を引き続き公表	①　郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を迅速に提供するため、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取	①　郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を迅速に提供するため、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取	＜主な定量的指標＞ ・ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度１回以上行う。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ●　機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報、コンプライアンスの推進その他	1　機構の経営内容等に関する情報の公表（省令第 17 条に基づく経営情報を除く） 令和２年度の機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務等に関する情報並びにコンプライアンスの推進等に関する機構の取組（省令第 17 条に基づく経営情報を除く）については、令和２事業年度事業報告書に盛り込み、総務大臣による財務諸表の承認後、機構の情報公開室に備え付けて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 令和２事業年度財務諸表は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 38 条第３項の規定に基づき、総務大臣による財務諸表の承認後、機構の情報公開室に備えて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 また、機構の概要を紹介したパンフレットを作成の上、ホームページで公表した。 通則法の規定及び国会附帯決議等に基づき、業務方法書、中期計画、年度計画、役職員の給与の支給基準、郵便貯金・簡易	＜評定と根拠＞ 【Ｂ】 令和２年度の機構の経営内容等に関する情報は、総務大臣による財務諸表の承認から２か月以内にホームページで公表した。さらに、当該情報の多くは、令和２事業年度事業報告書に盛り込み、総務大臣による財務諸表の承認後速やかにホームページで公表した。 ホームページについては、アクセス状況の調査結果及び総務省の評価ツールを用いて、内容等の検証を行い、バナー広告から遷移するランディングページの刷新、郵便貯	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 情報の公開に関し、中期計画及び年度計画に定めた実施状況の公開及びそのタイミングについて、適切なタイミングで内容の公開が概ね実施された。また、ＨＰの改善も実施された。 以上から、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「Ｂ」と評価した。

	すること。公表に当たっては、ホームページを活用した情報提供を行うこと。情報提供に当たっては、充実した情報を分かりやすく、迅速に提供することに努めること。 【指標】 ・ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度１回以上行う。 ［指標設定の考え方］ 郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、分かりやすい掲載となるよう、毎事業年度ホームページの内容を検証することとする。	組内容等に関する情報を引き続き毎事業年度公表することとする。 なお、これらの情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第 38 条第１項の規定による総務大臣の承認を受けた日から２月以内に行うこととする。 ② ①の情報の公表に当たっては、ホームページを積極的に活用することとする。ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度１回以上行うこととする。	組内容等に関する情報を公表することとする。 なお、これらの情報のうち、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（以下「省令」という。）第 17 条第１項に規定する情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第 38 条第１項の規定による総務大臣の承認を受けた日から２月以内に行うこととする。 ② ①の情報の公表に当たっては、情報を記載した書類の機構への備え付けのほか、ホームページを積極的に活用することとする。また、ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、ホームページについての閲覧者からの意見若しくはアクセス状況調査等により、掲載内容の検証を１回以上行うこととする。	の機構の取組内容等の情報を、直近の事業年度に係る財務諸表について総務大臣の承認を受けた日から２月以内に公表したか。 ● ホームページを積極的に活用した情報提供を行ったか。ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度１回以上行ったか。	生命保険の沿革、商品概要、約款、委託先業務実施営業所等の情報、機構による入札の結果等について、ホームページで公表した。 2 機構の経営内容等に関する情報の公表（省令第 17 条に基づく経営情報） 機構の行う郵便貯金管理業務の状況を示す指標（省令第 17 条に基づく経営情報）については、総務大臣による財務諸表の承認後２か月以内に機構の情報公開室に備え付けて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 3 郵便貯金管理業務におけるホームページの掲載内容の改善 毎月、機構ホームページのアクセス状況調査により取得した同ホームページ内のコンテンツへのアクセス順位等を分析し、掲載内容の検証及び見直しを行い、閲覧者の利便性が向上するよう変更を実施した。具体的な改善内容は以下のとおりである。 （１） バナー広告から遷移する郵便貯金の権利消滅制度を周知するランディングページについて、制度の概要や払戻し手続方法等を記載するなど閲覧いただいた方が理解しやすいようにデザインを刷新した。 （２） 機構ホームページにおける郵便貯金に関するお問い合わせ先に関する記載を充実 させた。 4 ホームページの高齢者・障害者等への配慮 高齢者や障害者を含めた誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるようにするため、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき機構ホームページのアクセシビリティの検証を行った。具体的には、総務省提供の評価ツール「miChecker」を使用した検証を実施したところ、ページ内の文字色と背景色のコントラスト比が小さく読みづらい可能性があると評価されたため、文字色を変更することで、視認性を向上させた。 5 新たな検証方法の活用方策の実施 令和２年３月に導入したホームページ分析ツールを用いて、ホームページの利用目的に応じたデータ分析・活用の実施を試みたが、技術的なハードルが高く、令和３年度においては、従来の分析ツールを使用した。今後は、ホームページのデータ分析・検証を専門スキルのある外部業者に委託することを検討している。	金に関するお問合せ先に関する記載の充実、トップページの文字色の調整等の改善を行った。 以上のことから、所期の目標を達成したものと評価した。	

４．その他参考情報

中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－２	簡易生命保険管理業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	－
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）	44,795	46,640	4,990	6,519	16,148
経常利益（千円）					
行政サービス実施コスト（千円）					
従事人員数	37	34	34	34	36

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
２　簡易生命保険管理業務 〈以下略〉	２　簡易生命保険管理業務 〈以下略〉	２　簡易生命保険管理業務 〈以下略〉	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ●　簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、（１）委託先及び再委託先の監督、（２）資産の確実かつ安定的な運用、（３）周知・広報及び（４）情	（１）委託先及び再委託先の監督【Ｂ】 （２）資産の確実かつ安定的な運用【Ｂ】 （３）周知･広報【Ｂ】 （４）情報の公表【Ｂ】	＜評定と根拠＞ 【Ｂ】 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。 なお、経常費用 16,148 千円については、削減対象外となっているもの※を除き、「業務経費等の合理化・効率化」において評価している。 ※　削減対象外となっている経常経費とは、周知・広報に係る費用のうち、旅費・交通費（ＩＣカード乗車券利用分に限る。）以外のものであり、具体的には、簡易生命保険の早期払戻し促進のためのポスター・チラシ広告に係る費用等が該当する。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 各項目「Ｂ」評価であり、簡易生命保険管理業務全体としては、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「Ｂ」評価とした。 なお、経常費用 16,148 千円については、削減対象外となっているものを除き、「２－１業務経費等の合理化・効率化」において評価している。

				報の公表の項目を実施したか。			

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－２	簡易生命保険管理業務（委託先及び再委託先の監督）		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第 13 条、第 16 条、第 18 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
監督方針に基づき委託先等の請求のあった保険金等の支払等に係る状況の確認等を行い、これらの状況について検証の実施	半期に１回以上		半期に１回（２回実施）	半期に１回（２回実施）	半期に１回（２回実施）	半期に１回（２回実施）	半期に１回（２回実施）
検証結果等を踏まえ監査項目の見直しの実施	毎事業年度１回以上		２回実施	２回実施	２回実施	２回実施	２回実施
簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図るため委託先等の各地域エリアの実地監査	中期目標期間中１回以上		７エリアで実施 関東エリア 沖縄エリア 東北エリア 中国エリア 信越エリア 九州エリア 近畿エリア	８エリアで実施 南関東エリア 北海道エリア 東海エリア 北陸エリア 東京エリア 近畿エリア 九州エリア 四国エリア	４エリアで実施 東京エリア 関東エリア 近畿エリア 中国エリア	２エリアで実施 東北エリア 東京エリア	３エリアで実施 北海道エリア 北陸エリア 東京エリア

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）	38,299	43,981	3,020	2,375	12,692
経常利益（千円）					
行政サービス実施コスト（千円）					
従事人員数	11	11	11	11	11

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	委託・再委託した請求のあった保険金の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。 ・委託先及び再委託先に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、契約者等からの苦情申告対応等の請求のあった保険金等の支払等に係る状況の確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこと。特に保険支払の要である保険金等支払管理態勢については、保険金等の確実かつ早期の支払に向けた取組の実施等、その整備・強化がなされるよう、委託先及び再委託先に対して対応状況のモニタリングを行うとともに適時指導を行うこと。 ・監査業務の実施に当たっては、委託先及び再委託先の実施する内部監	委託・再委託した請求のあった保険金等の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社かんぽ生命保険（以下第１の２（１）において「委託先」という。）に対し、委託した業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う生命保険業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めることとする。また、簡易生命保険管理業務の再委託先である日本郵便株式会社（以下第１の２（１）において「再委託先」という。）に対し、再委託された業務（再委託先が業務を再々委託する場合を含む。以下第１の２（１）において同じ。）について、業務の質の維持・向上及び適切性の確	委託・再委託した請求のあった保険金等の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社かんぽ生命保険（以下第１の２において「委託先」という。）に対し、委託した業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う生命保険業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めることとする。 また、簡易生命保険管理業務の再委託先である日本郵便株式会社（以下第１の２（１）において「再委託先」という。）に対し、再委託された業務（再委託先が業務を再々委託する場合を含む。以下第１の２（１）において同じ。）について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努める	＜主な定量的指標＞ ・委託先及び再委託先における請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証を半期に１回以上行う。 ・委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度１回以上行う。 ・委託先及び再委託先の実地監査について、中期目標期間中に各地域エリアに１回以上行う。 ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ●　委託した簡易生命保険管理業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う生命保険業務と同等以上の質の確保を求めたか。また、再委託された簡易生命保険管理業務について、業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、再委託先が行う生命保険代理業務と同等以上の質の確保を求めたか。 ●　委託先及び再委託先に対する監督方針を定め、確認等を行い、必	下記１のとおり、簡易生命保険管理業務の委託先及び再委託先（以下「委託先等」という。）に対する監督方針を定め、下記２のとおり、委託先等に対して監督方針に基づき確認等を行い、必要に応じ、改善指導等を行うことにより、簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めるとともに、委託先が行う生命保険業務及び再委託先が行う生命保険業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保することを求めた。 １　監督方針の策定 簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、簡易生命保険管理業務の委託先等に対する重点確認項目及び項目ごとのスケジュール、実地監査の項目の設定方針及び対象並びに監督に当たり留意する事項等を規定した監督方針を定め、令和３年４月に簡易生命保険管理業務の委託先である（株）かんぽ生命保険に通知した。 重点確認項目については、令和３年度計画に記載のとおり定めた。 保険金等支払管理態勢については、監督方針の重点確認項目の一つ「保険金等支払の管理」とした上で、月ごとに、入院保険金、死亡保険金等査定を伴う保険金等支払の処理件数及び平均処理日数の報告を求めた。また、監督方針の「監督に当たり留意する事項」として、この平均処理日数が５日以内となるよう委託先に求めるとともに、委託先等に対し、過誤払い、保険金等の請求案内漏れ及び支払漏れの防止並びに満期保険金等の口座振込による支払促進に向けた態勢の整備・充実を求めた。 また、不適正な契約乗り換え問題を受けて、前年度に続き、「契約維持管理」を重点確認項目の一つに位置付けた。 ２　確認等 （１）監査計画の策定及び監査項目の見直し 委託先等に対し、委託及び再委託した業務の実施状況を把握・確認するとともに、必要に応じ改善指導等を行うことにより、簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保に資することを目的として、保険金等支払管理、顧客情報の管理、犯罪の防止、苦情申告対応等管理、契約維持管理、その他業務品質の確保に係る事項、会計処理・資産運用に関する業務の適切性を重点項目とする「令和３年度簡易生命保険管理業務監査計画」を令和３年４月に策定した。 策定に当たっては、過年度に委託先において発覚した乗換問題を踏まえ、前年度に続き契約維持管理に係る項目を重点項目に位置づけ、定期的な報告等を受けることにより、改善状況等を確認することとした。 監査実施に当たっては、各部が作成している業務執行計画を基に、委託先本社部長等に対してヒアリングを行い、所管業務に対する認識を確認した上で事前に委託先責任者の課題認識等を確認したほか、委託先等	＜評定と根拠＞ 【Ｂ】 令和３年度監督方針における重点確認項目について、定期及び随時に委託先からの報告内容を確認した。請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証を、半期に１回行い、支払いまでの平均処理日数が問題ない水準であることを確認した。 実地監査については、監査項目を２回見直すとともに、３エリアで実施した。監査に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大の中、リモート監査の手法の改善を行いつつ、監査対象拠点の選定に当たり委託先等のモニタリング結果を活用するなど、効果的かつ効率的な実施に努めた。発見された不適切な事例は、委託先等に改善を求めた。 不適切な契約乗換については、機構契約（民営化前の契約）者の不利益の解消が、民営化後の契約に比べて遅れることなく進捗していることを確認した。 以上のことから、所期の目標を達成したものと評価した。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 委託先及び再委託先の監督に関し、中期計画及び年度計画に定めた監督方針の策定や確認等について、概ね実施された。新型コロナウイルス感染症の拡大により、実地監査が十分に実施できない状況であったが、リモート監査を行うなどして委託先及び再委託先における簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めた。 以上から、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「Ｂ」と評価した。 なお、かんぽ生命保険の不適正募集に伴う問題については、引き続き監査を通じて事実関係や改善策、改善策の進捗状況を把握するなどの対応が必要である。

	査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにすること。 【指標】 ・委託先及び再委託先における請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証を半期に１回以上行う。 ・委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度１回以上行う。 ・委託先及び再委託先の実地監査について、中期目標期間中に各地域エリアに１回以上行う。 ［指標設定の考え方］ 委託・再委託した請求のあった保険金等の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、委託先・再委託先の請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証及び監査項目の見直しを定期的に行うとともに、実地監査を	保に努めるとともに、再委託先が行う生命保険業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保するよう、委託先を通じて求めることとする。 加えて、次のとおり、委託先及び再委託先(以下第１の２（１）において「委託先等」という。)に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。 ①　監督方針の策定 事業年度ごとに委託先等に対する監督方針を定めることとする。監督方針においては、重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定する。特に保険支払の要である保険金等支払管理態勢について、保険金等の確実かつ早期の支払に向けた施策の実施等、その整備・強化がなされるよう留意するものとする。なお、重点確認項目の設定に当たっては、業務の質の維持・向	とともに、再委託先が行う生命保険業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保するよう、委託先を通じて求めることとする。 加えて、次のとおり、委託先及び再委託先（以下第１の２（１）において「委託先等」という。）に対する監督方針を定め、確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。 ①　監督方針の策定 委託先等に対する監督方針を定めることとする。令和３年度における重点確認項目は、次のとおりとし、項目ごとのスケジュールを設定する。 また、監督方針の策定に当たっては、特に保険支払の要である保険金等支払管理態勢について、保険金等の確実かつ早期の支払に向けた施策の実施等、その整備・強化がなされるよう留意するものとする。	要に応じて改善を求める等の措置を行ったか。 ●　保険支払の要である保険金等支払管理態勢について、保険金等の確実かつ早期の支払に向けた施策の実施等、その整備・強化がなされるよう留意したか。 ●　委託先及び再委託先における請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証を半期に１回以上行ったか。 ●　不適切な事例が判明した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行ったか。 ・部内犯罪事案の発生原因等について分析し、必要に応じて再発防止策を講じるなどの改善を求めたか。 ・支払業務システムの導入の際に生じた処理遅延、郵便局での受付からサービスセンターまでの送達日数の改善に向けた働きかけを行ったか。 ●　委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度１回以上行ったか。 ●　中期目標期間中に、委託先及び再委託先の各地域エリアに１	が実施した内部監査の結果等を活用した。 なお、監査実施に当たり、緊急事態宣言等の状況を見据えながら、コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した上で監査実施方法を検討し実施した。 また、監査項目については前年度までの監査結果を受け、年度当初に見直しを行うとともに、年度途中においても必要に応じた見直しを実施した。 ア　年度当初の見直し ①　書類不備等による請求書類の返却を郵便局起因により行わないよう、令和３年４月の制度改正のあらましに問題点とともに記載されたことから、その浸透状況を確認する項目を追加。 ②　復活勧奨に係る取組状況をシステム入力する対応が開始されたことを受け、結果の登録率および内訳の進捗、分析状況についての確認項目を追加。 ③　前年度に発覚した犯罪について、その後の対応状況（犯罪の原因分析・再発防止策）を確認する項目を追加。 イ　年度途中の見直し ①　令和４年４月の組織再編に伴う機構契約への影響や課題等について、それらの対応状況を確認する項目を追加。 ②　令和４年４月の個人情報保護法の改正を見据え、改正個人情報保護法に伴う影響範囲および対応状況についての確認項目を追加。 ③　直営店における保有契約の契約維持や管理状況について確認する項目を追加。 （２）書面監査（定期報告を受けての確認、ヒアリング） 上記の重点確認項目について判明した不適切な事例のうち、犯罪発覚、大規模な顧客情報漏えい等の重要な案件については随時、その他の案件については月ごと、四半期ごと又は半期ごとに確認を行うことを定め、スケジュールどおりに確認を行った。 原則として月ごとに不適切事例の発生原因等を分析し、その結果も活用して実地監査を行った。また、委託先に令和２年度監査結果を通知し、不適切な事例について再発防止策を講じることなどの改善を求め、その後に実施した令和３年度の監査において改善状況の確認を行った。 （３）委託先等における保険金等の支払等に係る状況の検証等 委託先等における顧客情報管理、請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証を、令和２年度下期における態勢整備状況の取りまとめ及び令和３年度上期における態勢整備状況の取りまとめにおいて実施した。		

全国において行うこととする。

上及び適切性の確保に向けて引き続き取り組む必要性を十分考慮することとする。

②　確認等

監督方針に基づき、委託先等に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、苦情申告対応等の請求のあった保険金等の支払等に係る状況について、委託先等からの報告、実地監査等により確認等を行う。なお、これらの状況の検証を半期に１回以上行う。

不適切な事例が判明した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行うこととする。

実地監査については、事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先等における簡易生命保険管理業務の実施状況を監査することとする。

監査項目は、請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証結果等を踏まえ、毎事業

（重点確認項目）

ア　保険金等支払の管理

イ　顧客情報の管理

ウ　委託先等（再々委託先を含む。）の役職員による犯罪の防止

エ　苦情申告対応

オ　契約維持管理

カ　その他業務品質の確保に係る事項

キ　会計に関する業務の適正性

②　確認等

監督方針に基づき、委託先等に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、苦情申告対応等の請求のあった保険金等の支払等に係る状況について、委託先等からの報告、実地監査等により確認等を行う。なお、これらの検証を半期に１回以上行う。

不適切な事例が判明した場合には、その原因等を分析し、必要に応じて改善を求める等の措置を行い、改善状況の検証を行うこととする。

実地監査については、令和３年度における監査計画

回以上実地監査を行うよう取り組んだか。

●　委託先及び再委託先の内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、全体の経費の増大を招かずに実地監査の充実を図ったか。

（４）実地監査（リモート監査を含む）

ア　新型コロナウイルス感染症への対応（リモート監査等）

新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、引き続き実地による監査が困難となる中、新たなツールの導入等も視野に入れながらリモートによる監査の実施方法について検討を重ねた。

前年度と比較して新たに導入した施策等として、

・音声のみの電話会議システムに代えて映像が確認できるテレビ会議システムの導入

・タブレット等デジタルツールの導入

等を行うことにより、監査業務を実施した。

なお、リモート監査のみでは監査品質の確保に限界があることから、今後も、新型コロナウイルス感染症の感染状況にも配意しながら、実地監査を行う必要があると考えている。他方、リモート監査については、より多くの監査担当者が場所を選ばず参加できる、移動に要する時間と費用を節約できる等の利点もある。

このようなことから、実地監査を行う場合でも、より効果的かつ効率的な監査の実施の観点から、リモート監査の手法等を一部併用していく予定である。

イ　監査対象エリア等の選定と実地監査の実施

監査エリアの選定に当たっては、前回の監査から期間の空いた北陸エリア及び北海道エリア及び、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により都道府県圏域を跨がない東京エリアからそれぞれ５局（３エリア 15 か所）を選定した。

実施に当たってはテレビ会議システムの活用や書面による監査を併用するなど、感染拡大防止の観点と監査の質の維持を図りながら実施した。

【実施対象及びスケジュール等】

監査内容	実施期間	監査区分
本社部長ヒアリング	５月	リモート監査・書面監査
郵便局監査	７月 10 月 １月	【東京エリア】リモート監査・書面監査 【北陸エリア】実地監査・書面監査 【北海道エリア】リモート監査
顧客情報管理に係る監査	10 月 12 月	【東日本情報管理センター※1】実地監査 【東京サービスセンター※2】実地監査・書面監査
システム監査	２月～３月	リモート監査・書面監査
本社監査	２月～３月	書面監査・電話監査

※１　委託先の大型計算機センター

※２　個々の保険契約の事務処理を行う委託先の施設

（５）　重点確認項目の確認状況等

		年度１回以上見直すこととする。 　また、全国的に簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図る観点から、中期目標期間中に、委託先等の各地域エリアに１回以上実地監査を行うこととする。 　なお、監査業務の実施に当たっては、監査項目や監査対象拠点を選定する際に、委託先等の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにする。	を定め、上記①の重点確認項目の確認のため必要な項目その他業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため必要な項目について行う。 　監査項目は、請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証結果等を踏まえ、毎事業年度１回以上見直すこととする。 　なお、監査業務の実施に当たっては、監査項目や監査対象拠点を選定する際に、委託先等の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努める。また、新型コロナウイルス感染症拡大など実地監査が困難となる状況が生じた場合においても、リモート監査の活用等の取組により、監査業務の質を確保するよう努める。		ア　保険金等支払の管理 　保険金等支払の状況については、委託先に対し「過誤払い、保険金等の請求案内漏れ及び支払漏れの防止並びに満期保険金等の口座振込による支払促進に向けた態勢の整備・充実」を求めるとともに、「入院保険金、死亡保険金等、査定を伴う保険金等の支払について平均処理日数が５日以内」となるよう求めた。また、査定を伴う保険金等の支払に要する平均処理日数を月次で委託先から報告を受け、確認と分析を行った。 　監査では、保険金請求書類が郵便局所内に滞留していないか、滞留している場合の原因はどこにあるかを調査し、特段の指摘を要するような事象は発見されなかった。 　その結果、平均処理日数は平均が 2.6 日となり、当機構が求めた 5.0 日以内を達成し、委託先等において保険金等支払は安定的に処理されていることを確認した。また、過払・請求案内漏れ・支払漏れ等については、改善に向けて定期的に本社から郵便局等へ指導がされており基本的に問題ない水準となっていることを確認した。その結果、支払漏れ等が発生し、追加的な支払いを行った事案の件数は、前年度から減少したことを確認した。 　以上のほか、満期保険金、生存保険金等査定を伴わない保険金等の早期支払促進に向けて、支払期日到来時に保険金等を振込で支払うための口座登録を委託先が推進しており、口座の登録率等の報告を受け、着実に取組が進捗していることを確認した。 　保険金等支払に係る苦情については、原因分析ができており減少に向けての取組がされていることを確認した。 　前年度までの監査で発見された不適切事例については、（株）かんぽ生命保険本社と課題共有を行い、委託先により改善策が実施されることを確認した。 イ　顧客情報の管理 （ア）顧客情報の漏えい事案等への対応 　顧客情報漏えい等のうち規模及び利用者の影響が大きいなどの重要案件については随時、その他の案件については原則として月ごとに概要及び具体的な改善策等の報告を求めるとともに、必要に応じて指導を行った。 　また、委託先等における顧客情報の漏えい、社外紛失等については、毎月報告を受けており、令和２年度に引き続き令和３年度も発生傾向に大きな変化は見られないことが確認された。しかしながら、令和４年２月、委託先及び機構が契約している法律事務所において発生したコンピュータウイルス※感染に起因する顧客情報漏えいのおそれについての報告を受け、影響を受ける顧客の範囲の確認や、当該顧客に対しての通知の実施等を指示した。 ※　標的型攻撃メールにより情報の詐取や更なる感染を引き起こす Emotet		

					と呼ばれるコンピュータウイルス。 （イ）総務省指針への対応 個人情報管理指針への対応を監督方針に定め、当該指針への対応状況を監査項目として設定したほか、「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理の徹底について（通知）」（令和２年１月）も踏まえ、委託先に対して、顧客情報の取扱いを含む外部委託先の一覧を求めた。 電子計算機において秘匿性の高い情報を集中的に取扱っている東日本情報管理センターでの現地での監査を行うことにより、業務が適切に実施されていることや個人情報について物理的安全措置が取られていることを確認した。 （ウ）郵便局等における個人情報の取扱状況（特定個人情報の取扱いを含む。） 郵便局等における個人情報の取扱状況については、書面監査及び実地監査で確認を行い全体的に適正に取り扱われていることを確認した。 また、令和３年度は、前年度に実施しなかったサービスセンター（東京サービスセンター）に対しても実地監査を行い、個人情報が概ね適正に取り扱われていることを確認した。 なお、個人情報の授受の記録が適切に行われていない等、一部の郵便局等で発見された不適切事象については、委託先等に対し指導等による改善を行うよう求めた。 （エ）情報セキュリティ対策の実施状況 情報セキュリティ対策については、委託先で取組方針を策定し、日本郵政と連携してグループサイバーセキュリティ対策に取り組むほか、東京オリンピック・パラリンピックに伴うサイバー攻撃への対応や、ご契約調査等新たなクラウド活用施策への対応も視野に入れ、情報管理の徹底に取り組んでいることを確認した。 また、全社的なリテラシー向上、情報管理ルールの徹底、サイバーセキュリティ管理態勢の強化についても取り組んでいることを確認した。 ウ　委託先等（再々委託先を含む。）の役職員による犯罪の防止 昨年度において、保険契約の申込を装い、保険料名目として現金を詐取するといった犯罪が１件発覚したことを受け、その後の対応状況について報告を求めた。 また、犯罪の機会を減少させるため、委託先等においては、従前から、キャッシュレス化に向けた取組が進められており、保険料の受取		

りや保険金の支払いについては、既にキャッシュレスの取扱いが可能となっている。令和３年度は、貸付弁済金及び利息のキャッシュレス受入れの検討が進められており、令和４年度から実施する予定であることを確認した。

エ　苦情申告対応

委託先から報告される苦情等については、毎月内容を確認し、苦情等の発生傾向を分析するとともに、取扱い状況に不適切なものがなかったか、委託先等において苦情を受けてどのような対応をしたかなどを確認し、必要に応じて委託先に確認、改善を求めた。令和元年７月以降、不適正募集問題によって大幅に増加した苦情件数は例年並み（令和元年度：約 43 万 8 千件、令和３年度：約 11 万４千件（民営化後の契約も含む全体の件数））となっているが、契約維持に対する苦情等に対しても引き続き注視し、対応に疑義があるような事象については、その後の対応について委託先に確認、改善を求めた。また、お客さまの声として寄せられた要望を受けて、Web 受付による請求手続きの導入、拡充が図られていることを確認した。

監査を行った郵便局において、お客さまからの苦情の発生状況をヒアリングにより確認し、現状においては重篤な苦情は発生していないことを確認した。

オ　契約維持管理

過年度に委託先において発覚した不適切な契約乗換について、業務改善計画の進捗状況の報告を四半期ごとに求め、ヒアリング等を行うことにより、機構契約者の不利益の解消及び利益保護が図られているかどうかについて継続的に確認を行った。業務改善計画の進捗に当たっては、機構契約の不利益解消が、民営化後の契約を含む全体に対して遅れることなく進捗していることを確認した。

また、郵便局への実地監査においては、解約に際して不利益事項の正確な説明等を行っているかなど社員のお客さま対応の状況について把握し、営業現場においても信頼回復に向けた取組が行われていることを確認した。

更に、再発防止に向けた渉外社員のマネジメント強化、コンプライアンスの向上等を目的として、令和４年４月の組織再編等の実施に向けた準備が進められていることを確認した。

カ　その他業務品質の確保に係る事項

（ア）犯罪収益移転防止法への対応状況

犯罪による収益である疑いがある取引について、77 件を総務省あて提出した。

委託先において、特定事業者作成書面が計画通りに改定されており、おおむね適正に事務を遂行していることを確認した。

					また、郵便局社員においても、指導ツール等を利用して研修が実施されており、疑わしい取引の届出に係る郵便局等の窓口での検知数は前年度から増加していることから、郵便局等のリスク感応度が一定程度向上していると分析されていることを確認した。 （イ）システムリスク管理態勢 システム障害の発生状況について、四半期ごとに報告を受けたほか、委託先の本社システム部門等に対して監査を実施し、委託先における基幹系システムの開発・保守態勢、緊急時の対応態勢等を確認した。 今年度においては、外部の専門家への業務委託により、委託先において重要な位置付けである「かんぽ総合情報システム」及び「会計システム」におけるセキュリティ管理等について監査を実施し、管理体制が整備されていることを確認した。 キ　会計に関する業務の適正性 （ア）再保険に係る決算データの正確性 期末決算監査（令和３年５月）及び中間決算監査（令和３年 12月）を行い、仕訳伝票及びそれらを取りまとめた取引明細表の検証等を行うとともに、特に期末決算監査においては、責任準備金等が算出方法書に基づき正しく設計されていることの検証を実施し、決算データの正確性を確認した。 （イ）会計事務 全国の郵便局、支店における保険料、保険金等の受払に係る本社間決済の状況等について、委託先本社（２部署）、再委託先本社（１部署）に対し書面監査を実施し、適切に処理されていることを確認した。 （ウ）地方公共団体貸付 委託先から、半期ごとに弁済予定と弁済状況の報告を受け、確認を行ったほか、取得財産処分の承認について、委託先による審査内容を確認した。また、令和４年２月に書面監査を実施した。これらにより、地方公共団体貸付事務が適切に実施されていることを確認した。		

４．その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－２			
業務に関連する政策・施策	簡易生命保険管理業務（資産の確実かつ安定的な運用）		
当該項目の重要度、難易度	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第 13 条、第 14 条、第 26 条、第 27 条、第 29 条 郵政民営化法第 162 条第２項第３号

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）	－	－	－	－	
経常利益（千円）					
行政サービス実施コスト（千円）					
従事人員数	4	4	4	4	4

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き簡易生命保険資産について、確実かつ安定的な運用を行うよう努めること。具体的には、機構法及び整備法により定められた運用方法（契約者貸付、国債の売買、金融機関への預金、地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有等）	簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き簡易生命保険資産について、簡易生命保険資産の運用計画（別紙２）に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めることとする。 再保険先においても、確実かつ安定的な運用が行われるようその状況を毎月把握するとともに、再	簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き簡易生命保険資産について、簡易生命保険資産の令和３年度運用計画（別紙２）に従い、方針を定め、確実かつ安定的な運用を行うよう努めることとする。 再保険先である委託先において、確実かつ安定的な運用が行われるようその状況	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ●　簡易生命保険資産について、運用計画に従った確実かつ安定的な運用を行うよう努めたか。 ●　再保険先においても、確実かつ安定的な運用が行われるよ	中期計画及び年度計画に定める運用計画に従い、以下の方針を定め、実施した。 「令和３年度運用実施方針の主要事項」 ・資産の運用に当たっては、安全・確実性を重視するとともに十分な流動性を確保する。 ・運用方法は、（株）かんぽ生命保険への預託、契約者貸付、地方公共団体に対する貸付、有価証券又は預金への運用とする。 ・マイナス金利下である状況を踏まえ、有価証券の運用に代え、元本保証の振替口座による管理とし、金利水準がプラスに転じた際に、有価証券の運用を行う。 ①　（株）かんぽ生命保険との業務委託契約に基づき、支払備金等に相当する額を（株）かんぽ生命保険に預託した。年度末残高は、約 399 億円である。 ②　総務省認可を受けた金額の範囲内で（株）かんぽ生命保険か	＜評定と根拠＞ 【Ｂ】 簡易生命保険資産について、運用計画に従い令和３年度運用実施方針を定め、同方針のとおり、確実かつ安定的な運用を行った。 また、再保険先の資産運用については、確実で安定的な運用状況であること、及び再保険先の保有する安全資産の評価額が、機構のために積み立てる額を上回っていることを、毎月、確認した。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 資産の確実かつ安定的な運用に関し、中期計画及び年度計画に定めた方針が策定され、資産の運用状況から確実かつ安定的な運用が行われたと判断される。 以上から、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「Ｂ」と評価した。 なお、契約者保護の観点から、再保険先における資産運用の確実性及び安全性の把握・検

<table>
<tr>
<td></td>
<td>の範囲内で、簡易生命保険資産の運用計画に従った運用を行うこと。
再保険先においても、確実かつ安定的な運用が行われるようその状況を把握するとともに、再保険先における安全資産評価額が、再保険先が機構のために積み立てる金額を下回っていないことを確認すること。</td>
<td>保険先における安全資産評価額が、再保険先が機構のために積み立てる金額を下回っていないことを確認する。必要に応じ、上記第１の２（１）①及び②による確認等を行うこととする。</td>
<td>を毎月把握するとともに、再保険先における安全資産評価額が、再保険先が機構のために積み立てる金額を下回っていないことを確認する。必要に応じ、実地監査による確認等を行うこととする。</td>
<td>うその状況を把握するとともに、再保険先における安全資産評価額が、再保険先が機構のために積み立てる金額を下回っていないことを確認したか。</td>
<td>ら借り入れた資金により、契約者貸付、地方公共団体への貸付を行った。年度末残高は、以下のとおり。
・　契約者貸付　　約　1,409 億円
・　地方公共団体貸付　約 30,041 億円
③　簡易生命保険資産（(株）かんぽ生命保険への預託、契約者貸付及び地方公共団体に対する貸付以外）のうち、運用可能額については、国債市場においてマイナス金利が続いているため、国債による運用は行わず、全額、(株）ゆうちょ銀行の振替口座（無利子）に留め置いた。令和３年度末残高は、３億円である。

再保険先の資金運用については、毎月、(株）かんぽ生命保険から運用実績・評価の報告を受け、運用状況を把握するとともに、安全資産保有義務について、運用実績の検証を行った。また、(株）かんぽ生命から令和３年度の資産運用方針について、説明を受けた。

再保険先の運用資産の構成割合について、確実で安定的な運用状況であることを確認する（下記の表を参照）とともに、(株）かんぽ生命保険が保有する安全資産の評価額(62 兆 5,579 億円）が、機構のために積み立てられる額（32 兆 6,292 億円）を上回っていることを確認した。

再保険先の負債については、年度末決算において、責任準備金及び契約者配当準備金の算出額が適正であることの確認を行った。また、令和４年度以降は、第４期中期計画等に従い、2025 年に新しい資本規制が導入されることを踏まえ、再保険先が健全性の向上及び安定化を目指した対策を行っているか確認していくこととしている。

（表）再保険先の運用資産の構成割合
<table>
<tr><td></td><td>国　債
地方債</td><td>地公体貸付
契約者貸付</td><td>外国債
社　債</td><td>金銭の信託</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>令和4年3月期</td><td>71.2 %</td><td>8.2 %</td><td>8.6 %</td><td>9.1 %</td><td>3.0 %</td></tr>
</table>
</td>
<td>以上のことから、所期の目標を達成したものと評価した。</td>
<td>証に当たっては、その資産のみならず、負債にも着目して監査を実施するなど、再保険先に対する監督を引き続き適切に実施する必要がある。加えて、保険業界において、2025 年に新しい資本規制が導入されることを踏まえ、再保険先が健全性の向上及び安定化を目指した対策を行っているかの確認をする必要がある。</td>
</tr>
</table>

４．その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－２	簡易生命保険管理業務（周知・広報）		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、その状況をＨＰで公表	毎事業年度１回以上		13 回	14 回	３回	２回	２回
公共機関・各種団体等に対し、広報施策・活動の連携	５件以上		18 件	14 件	20 件	26 件	21 件

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）	5,557	1,670	1,001	3,008	2,337
経常利益（千円）					
行政サービス実施コスト（千円）					
従事人員数	9	6	6	6	6

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
民営化後も政府保証を継続することとしている簡易生命保険については、支払義務が発生した保険金等の早期支払促進	民営化後も政府保証を継続することとしている簡易生命保険については、支払義務が発生した保険金等の早期支払促進	民営化後も政府保証を継続することとしている簡易生命保険については、支払義務が発生した保険金等の早期支払促進	＜主な定量的指標＞ ・支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎事業年度１回以上周知する。	1　保険金等の早期支払促進のための案内書等の発送及び支払義務の発生した保険金等の残存状況の公表 保険金等の早期支払促進のため、委託先を通じて、契約者等に以下の取組を行った。 ア　満期等の期日経過後も満期保険金等の支払請求のない保険契約について、委託先から３か月及び１年	＜評定と根拠＞ 【Ｂ】 支払義務の発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、ホームページでの公表を２回実施した。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 周知・広報に関し、中期計画及び年度計画に定めた「支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎事業年度１回以上周知する。」という定量的指標に対

	のため、引き続きその残存状況を適時に把握し、周知・広報を実施すること。広報に当たっては、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めること。 【指標】 ・支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎事業年度１回以上周知する。 ［指標設定の考え方］ 支払義務が発生した保険金等の早期支払促進のため、その残存状況の定期的な周知を行うこととする。	のため、引き続きその残存状況を毎月把握し、契約者等にその状況を毎事業年度１回以上ホームページにおいて公表する。 また、郵便局その他の施設や広報媒体を通じた幅広い広報を推進する。この一環として、公共機関・各種団体等に対し、年５件以上の広報施策・活動の連携を図る。 広報に当たっては、実際に窓口において満期保険金を受け取った方に対する実態調査等を行い、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めることとする。	のため、引き続きその残存状況を毎月把握し、契約者等にその状況をホームページにおいて１回以上公表する。 また、受取未済の保険金等の有無の確認及びその早期受取りを呼びかけるため、郵便局その他の施設や広報媒体を通じた幅広い広報を推進する。この一環として、公共機関・各種団体等に対し、５件以上の広報施策・活動の連携を図る。 広報に当たっては、前年度までに実施した実態調査の結果等を踏まえ、より効果的かつ効率的な実施に努める。	＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ●　支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、契約者等にその状況を毎事業年度１回以上公表したか。 ●　幅広い広報を推進するために、公共機関・各種団体等に対し、年５件以上の広報施策・活動の連携を図ったか。 ●　窓口において満期保険金を受け取った方に対する実態調査等を行い、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な広報の実施に努めたか。	１か月経過後に保険金等支払案内書を発送。 イ　死亡保険金又は重度障害保険金の請求後、１か月又は１年を経過し生存保険金の請求がない保険契約についても保険金等支払案内書を発送。 ウ　契約者等が入院保険金等の郵便局窓口での受取りを希望した場合等には、委託先から契約者等に支払通知書を発行。支払通知書発行後、２か月、４か月又は６か月を経過しても保険金等を受取りに来ない契約者等に対しては、期間ごとに支払通知書払渡未済通知書を発送。 エ　年金をお支払いする場合には、年金受取人の生存を確認するための「現況届」の提出が必要であるが、「現況届」をお客さまから提出いただけず、１年以上未払となっている年金保険契約について、委託先から請求勧奨の案内書（【年金】受取手続きのお願い）を発送。 また、保険金等を受け取られていない契約の残存状況を把握するため、毎月、委託先から支払義務が発生した保険金等の残存状況の報告を受け、その状況をホームページで２回公表した。 ２　機構において実施した周知・広報施策 ①　委託先（(株) かんぽ生命保険）との連携 保険金等の確実な支払を促進するため、委託先では既契約者に直接接触し、振込先口座の登録の依頼を進めている。機構では、委託先への監査等において、進捗確認を行った。 ②　名刺・封筒の活用 保険部職員等が使用する名刺の裏面や機構が使用する封筒に、簡易生命保険の保険金等の早期支払促進及び転居時の住所変更の手続きに関するお知らせを印刷し、周知・広報に活用した。 ３　関係省庁・各種団体と連携して実施した広報施策 関係省庁・公共機関・各種団体等と連携して、ポスター及びチラシの掲示、機関紙等への広告掲載、ホームページ及びメールマガジンによる周知等の施策を展開した。実施に当たっては、委託先等とも情報を共有し、契約者対応に遺漏のないよう準備を徹底した。 具体的な連携先と、各連携先における周知広報施策は次のとおりであり、これらにより、合計 21 件の広報施策を実施した。	また、委託先と連携した取組に加え、10 の公共機関・各種団体等と連携して 21 件の広報施策を実施した。 更に、高齢者関連施設にチラシを配布することから、年金の受取りに関するチラシを作成したほか、チラシに住所変更手続に係る案内を記載した。 以上のことから、所期の目標を達成したものと評価した。	し、残存状況を毎月把握し、ＨＰでの公表を２回公表し、また、「年５件以上の広報施策・活動の連携を図る。」という定量的指標に対し 21 件の広報施策を実施している。 以上から、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「Ｂ」と評価した。

					（１）総務省 　ポスターの掲示や広報誌への記事掲載など３施策を実施 （２）郵便局 　1,250 局でのポスター掲示（１施策）を実施。 （３）かんぽの宿 　周知用ポスターやチラシの掲示など２施策を実施。 （４）逓信病院 　周知用ポスターやチラシの掲示など２施策を実施。 （５）全国地域婦人団体連絡協議会 　機関紙への広告掲載（１施策）を実施。 （６）日本点字図書館 　視覚障害者向け雑誌や会員向けサイトへの音声広告の掲載など２施策を実施。 （７）サービス付き高齢者向け住宅協会 　高齢者向け住宅（約 1,600 か所）でのチラシ掲示など３施策を実施。 （８）全国有料老人ホーム協会 　個人会員（約 8,500 人）へのチラシ送付など３施策を実施。 （９）全国老人福祉施設協議会 　会員向け月刊誌へのチラシ同封（１施策）を実施。 （１０）全国老人保健施設協会 　会員施設（約 3,700 か所）内でのチラシ掲示など３施策を実施。 ４　広報調査等を踏まえた広報の実施 　高齢者関連施設にチラシを配布することから、簡易生命保険の年金の受取りに関するチラシを作成した。 　また、平成 30 年度実施した実態調査の結果を踏まえ、保険金等の早期受取りを呼びかけるチラシに住所変更手続に係る案内を記載した。		

４．その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－２	簡易生命保険管理業務（情報の公表）		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第 18 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
ＨＰ掲載内容の検証	毎事業年度１回以上		１回	４回	９回	７回	４回

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）	938	988	968	1,135	1,118
経常利益（千円）					
行政サービス実施コスト（千円）					
従事人員数	13	13	13	13	15

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を提供するため、取扱営業所の数、業務の内容等、上述の目的を達するために必要な業務及び組織その他経営内容に関する情報を引き続	①　簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を迅速に提供するため、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の	①　簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を迅速に提供するため、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の	＜主な定量的指標＞ ・ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度１回以上行う。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ●　機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報、コンプライアンスの推進その他	1　機構の経営内容等に関する情報の公表（省令第 18 条に基づく経営情報を除く） 令和２年度の機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務等に関する情報並びにコンプライアンスの推進等に関する機構の取組（省令第 18 条に基づく経営情報を除く）については、令和２事業年度事業報告書に盛り込み、総務大臣による財務諸表の承認後、機構の情報公開室に備え付けて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 令和２事業年度財務諸表は、通則法第 38 条第３項の規定に基づき、総務大臣による財務諸表の承認後、機構の情報公開室に備えて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 また、機構の概要を紹介したパンフレットを作成の上、ホームページで公表した。 通則法の規定及び国会附帯決議等に基づき、業務方法書、中期計画、年度計画、役職員の給与の支給基準、郵便貯金・簡易生命保険の沿革、商品概要、約款、委託先業務実施営業	＜評定と根拠＞ 【Ｂ】 前年度の機構の経営内容等に関する情報は、総務大臣による財務諸表の承認から２か月以内にホームページで公表した。さらに、当該情報の多くは、令和２事業年度事業報告書に盛り込み、総務大臣による財務諸表の承認後速やかにホームページで公表した。 ホームページについては、アクセス状況の調査結果及び総務省の評価ツールを用いて、内容等の検証を行い、契約者向けお知らせの項目整理、トップページの文字色・	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 情報の公開に関し、中期計画及び年度計画に定めた「ＨＰについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度１回以上行う」という定量的指標に対し、適切なタイミングで内容の公開が概ね実施された。また、ＨＰの改善も実施された。 以上から、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「Ｂ」と評価した。

	き公表すること。公表に当たっては、ホームページを活用した情報提供を行うこと。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努めること。 【指標】 ・ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度１回以上行う。 ［指標設定の考え方］ 簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、分かりやすい掲載となるよう、毎事業年度ホームページの内容を検証することとする。	取組内容等に関する情報を引き続き毎事業年度公表することとする。 なお、これらの情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第 38 条第１項の規定による総務大臣の承認を受けた日から２月以内に行うこととする。 ② ①の情報の公表に当たっては、ホームページを積極的に活用することとする。ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度１回以上行うこととする。	取組内容等に関する情報を公表することとする。 なお、これらの情報のうち、省令第 18 条第１項に規定する情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第 38 条第１項の規定による総務大臣の承認を受けた日から２月以内に行うこととする。 ② ①の情報の公表に当たっては、情報を記載した書類の機構への備え付けのほか、ホームページを積極的に活用することとする。また、ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、ホームページについての閲覧者からの意見若しくはアクセス状況調査等により、掲載内容の検証を１回以上行うこととする。	の機構の取組内容等の情報を、直近の事業年度に係る財務諸表について総務大臣の承認を受けた日から２月以内に公表したか。 ● ホームページを積極的に活用した情報提供を行ったか。ホームページは、利用者に分かりやすく充実した内容となるよう、閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度１回以上行ったか。	所等の情報、機構による入札の結果等について、ホームページで公表した。 2 機構の経営内容等に関する情報の公表（省令第 18 条に基づく経営情報） 機構の行う簡易生命保険管理業務の状況を示す指標（省令第 18 条に基づく経営情報）については、総務大臣による財務諸表の承認後２か月以内に機構の情報公開室に備え付けて一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。 3 簡易生命保険管理業務におけるホームページの掲載内容の改善 機構ホームページについて、アクセス状況調査を活用して、各コンテンツへのアクセス順位等の分析や構成内容の見直しを行い、お客さまの利便性が向上するように以下の変更を実施した。 ① 「簡易生命保険のご契約者さま等へのお知らせ」の掲載項目を整理し、必要な情報にアクセスしやすくなるよう改善を行った。 ② ご契約内容の確認について、(株) かんぽ生命保険の Web サイトへのリンクを追加することにより、素早く手続き方法にアクセスできるよう改善を行った。 ③ トップページの「広報活動」について、保険金等の早期受取りを促すために作成・配布しているチラシの画像データを掲載し、情報の充実を図った。 4 ホームページの高齢者・障害者等への配慮 「１－１ 郵便貯金管理業務（情報の公表） 4 ホームページの高齢者・障害者等への配慮」を参照。 5 新たな検証方法の活用方策の実施 「１－１ 郵便貯金管理業務（情報の公表） 5 新たな検証方法の活用方策の実施」を参照。	背景色の調整等の改善を行った。 以上のことから、所期の目標を達成したものと評価した。	

４．その他参考情報

中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－３	郵便局ネットワーク支援業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	－
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）			5,516	7,781	7,893
経常利益（千円）					
行政サービス実施コスト（千円）					
従事人員数		6	10	10	10

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3　郵便局ネットワーク支援業務 〈以下略〉	3　郵便局ネットワーク支援業務 〈以下略〉	3　郵便局ネットワーク支援業務 〈以下略〉	＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ ●郵便局ネットワーク支援業務の質の維持・向上および適切性の確保のため、（１）交付金の交付および拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施、（２）交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施の項目を実施したか。	（１）交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施 【Ｂ】 （２）交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施 【Ｂ】	＜評定と根拠＞ 【Ｂ】 交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施、交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施とも、中期計画及び年度計画に記載の事項を全て着実に実施したことから、所期の目標を達成したものと評価した。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 「（１）交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施」及び「（２）交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施」のいずれも中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「Ｂ」と評価し、郵便局ネットワーク支援業務全体としては中期計画における所期の目標を達成したものと認められるため「Ｂ」と評価した。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－３	郵便局ネットワーク支援業務（交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施）		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第13条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確実に行われているかどうかについて検証	平成31年度以降の毎事業年度１回以上		－	－	１回	１回	１回
拠出金を安全に管理するための措置を講じ、措置の有効性について検証	平成31年度以降の毎事業年度１回以上		－	－	１回	１回	１回

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）			216	254	256
経常利益（千円）					
行政サービス実施コスト（千円）					
従事人員数		6	5	5	5

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
機構法第18条の２及び第18条の３の規定に基づき、日本郵便株式会社に対する交付金の交付並びに関連銀行及び関連保	交付金の交付及び拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施するため、業務方法書に基づく交付金の交付及び拠出金の徴収に	交付金の交付及び拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施するため、１回以上、交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確実	＜主な定量的指標＞ ・毎事業年度１回以上、交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確実に行われているかどうかについて検証を行っているか。また、必要	１　交付金の交付及び拠出金の徴収に関する検証 交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確実に行われているかどうか、具体的には、認可事項、業務方法書、業務規程及び業務マニュアルが定める手順等の各事項が実施されているかについて、１回検証を行った。その結果、交付金の交付及び拠出金の徴収は円滑かつ確実に行われているこ	＜評定と根拠＞ 【Ｂ】 交付金の交付及び拠出金の徴収に関する検証を行い、当該事務が円滑かつ確実に実施されているこ	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施に関し、業務実績・自己評価に記載のとおり、概ね中期計画及び年度計画に定められたとおり着実に

	険会社からの拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施するため、以下の項目を実施すること。 ・日本郵便株式会社に対する交付金の交付並びに関連銀行及び関連保険会社からの拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施することが可能となるよう、交付金の交付及び拠出金の徴収に関する業務の実施方法を適正かつ明確に定めること。 ・関連銀行及び関連保険会社から徴収した拠出金を、日本郵便株式会社に対して交付するまでの間、安全に管理するための措置を講ずること（平成31年度から実施）。 ・交付金は郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てられるという機構法の趣旨に沿って、日本郵便株式会社に対し適切な時期に交付金を交付するとともに、関連銀行及び関連保険会社から適切な時期に拠出金を徴収すること（平成31年度から実施）。そのため、事前に日本郵便株式会社並びに関連銀行及び	関する業務の実施方法を適正かつ明確に定めた規程類を平成30年度末までに整備し、平成31年度以降の毎事業年度１回以上、交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確実に行われているかどうかについて検証を行い、必要に応じて規程類の見直しを行うこととする。 法令に基づき郵便局ネットワーク支援勘定が設けられたため、徴収した拠出金は他の勘定の資金と区分し、口座を分けて管理する。また、郵便局ネットワーク支援業務専門の部門を設け徴収した拠出金の取扱者を限定し、日本郵便株式会社に対して交付するまでの間、安全に管理するための措置を講じ、平成31年度以降の毎事業年度１回以上、措置の有効性について検証を行うこととする。 交付金は郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てられるという独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号。改正	に行われているかどうかについて検証を行い、必要に応じて業務の実施方法を定めた規程類の見直しを行うこととする。 徴収した拠出金は他の勘定の資金と区分し、口座を分けて管理する。また、徴収した拠出金の取扱者を限定し、日本郵便株式会社に対して交付するまでの間、安全に管理するための措置を講じ、１回以上、措置の有効性について検証を行うこととする。 認可事項を遵守しつつ、あらかじめ確定した交付及び徴収の時期等にしたがって、本年度の交付及び徴収を確実に実施することとする。 交付金の趣旨並びに交付金の交付及び拠出金の徴収は日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社の財務に影響を与えることを踏まえ、当該各社と連携を図り、交付及び徴収に係る情報を共有しつつ、認可事項を遵守して次年度の適切な交付及び徴収の時期等を本年度中に確定することとする。	に応じて業務の実施方法を定めた規程類の見直しを行っているか。 ・拠出金を安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度１回以上、措置の有効性について検証を行っているか。 <その他の指標> － <評価の視点> ●　毎事業年度１回以上、交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確実に行われているかどうかについて検証を行っているか。また、必要に応じて業務の実施方法を定めた規程類の見直しを行っているか。 ●　法令に基づき郵便局ネットワーク支援勘定が設けられたことを踏まえ、拠出金について口座を分けて管理しているか。また、拠出金を安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度１回以上、措置の有効性について検証を行っているか。 ●　交付金の交付及び拠出金の徴収を確実に実施しているか。 ●　法令の趣旨並びに交付金の交付及び拠出金の徴収は日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社の財務に影響を与えることを踏まえ、当該各社と連携を図り、交付及び徴収に係る情報を共有しつつ、認可事項を遵守して適切な交付及び徴収の時期等を年度（毎年４月	とを確認した。 また、本件検証と下記２の拠出金の安全管理措置の検証結果に基づき、業務マニュアルの見直しを行った。 2　拠出金の安全管理措置 徴収した拠出金は、他の勘定の資金と区分するために口座を分けて管理したうえで、取扱者を限定し、日本郵便（株）に対して交付するまでの間、安全管理措置に関する認可事項を遵守し、安全に管理した。 また、当該措置の有効性について１回検証を行った。その結果、講じている措置は有効であることを確認した。 3　交付及び徴収の確実な実施 交付金の交付及び拠出金の徴収に当たっては、認可事項を遵守しつつ、あらかじめ日本郵便（株）並びに関連銀行（現在は（株）ゆうちょ銀行）及び関連保険会社（現在は（株）かんぽ生命保険）（以下「関係会社」という。）との間で合意した予定期日に従い、令和３年度の交付及び徴収を確実に実施した。 なお、交付金の交付に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和２年度に安全性を確保しつつ手順の変更を行ったが、令和３年度も感染拡大が続いていたため、引き続き当該手順により実施した。 4　交付金の交付及び拠出金の徴収時期の確定 令和４年度の月次の交付金の交付及び拠出金の徴収に係る年間予定期日等については、令和４年２月に関係会社と合意し、確定させた。 また、関係会社との連携を緊密にするため、機構主導で実務者会合を２回開催したほか、メールや電話により日常的に連絡を取ることで、一連携強化を図りつつ、情報の共有を行った。 5　前年度における郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と交付した交付金の額の整合性の確認 日本郵便（株）から機構法第18条の６の規定に基づき、書類の提出を受け、令和２年度における郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と、同年度に交付した交付金の額等の整合性の確認を行った。その結果、郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と交付した交付金の額の整合性に問題がないと認められた。	とを確認し、その結果に基づき、業務マニュアルの見直しを行った。 拠出金の安全管理措置について検証を行い、措置が有効であることを確認した。 令和３年度の交付金の交付及び拠出金の徴収については、認可事項を遵守しつつ、関係会社とあらかじめ合意した予定期日に従い、交付及び徴収を確実に実施した。 令和４年度の交付金の交付及び拠出金の徴収時期について、関係会社との合意のうえで令和３年度内に確定した。 前年度における郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と交付した交付金の額の整合性の確認を確実に実施した。 以上のことから、所期の目標を達成したものと評価した。	実施されたと判断され、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「Ｂ」と評価した。

	関連保険会社と連携を図りながら対応すること。 ・交付金を交付した年度（毎年４月１日から翌年３月31日までをいう。）における郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と、交付した交付金の額の整合性を確認すること（平成32年度から実施）。 【指標】 ・総務大臣が認可した交付金の額及び交付方法並びに拠出金の額及び徴収方法を遵守している。 ・平成31年度以降の毎事業年度１回以上、交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確実に行われているかどうかについて検証を行う。 ・平成31年度以降の毎事業年度１回以上、徴収した拠出金を安全に管理するための措置の有効性について検証を行う。 ［指標設定の考え方］ 　交付金の交付及び拠出金の徴収に関する適切性を担保するため、総務大臣が認可した交付金の額及び交付方法並びに拠出金の額及び徴収方法を遵守しているこ	法により平成31年４月１日から「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に題名を変更。以下「機構法」という。）の趣旨並びに交付金の交付及び拠出金の徴収は日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社の財務に影響を与えることを踏まえ、当該各社と連携を図り、交付及び徴収に係る情報を共有しつつ、認可事項を遵守して適切な交付及び徴収の時期等を年度（毎年４月１日から翌年３月31日までをいう。以下第１の３（１）において同じ。）の開始前に確定し、交付及び徴収を実施することとする。 　また、交付金を交付した年度における郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と当該年度に交付した交付金の額の整合性を、平成32年度以降に日本郵便株式会社から機構法第18条の６の規定による書類の提出があった後、遅滞なく確認することとする。	また、前年度における郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と交付した交付金の額の整合性を、日本郵便株式会社から機構法第18条の６の規定による書類の提出があった後、遅滞なく確認することとする。	１日から翌年３月31日までをいう。）の開始前に確定し、交付及び徴収を実施しているか。 ●　交付金を交付した年度における郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と、当該年度に交付した交付金の額との整合性を、郵政管理・支援機構法第18条の６の規定による書類の提出が日本郵便株式会社からあった後、遅滞なく確認しているか。			

	とを確認することとする。また、日本郵便株式会社に対する交付金の交付並びに関連銀行及び関連保険会社からの拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施するため、毎事業年度１回以上、その検証を行うとともに、拠出された拠出金を安全に管理するための措置の有効性について、毎事業年度１回以上、検証を行うこととする。						

４．その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－３	郵便局ネットワーク支援業務（交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施）		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第13条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価･行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講じ、措置の有効性について検証	毎事業年度１回以上		－	１回	１回	１回	１回

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）			5,300	7,526	7,637
経常利益（千円）					
行政サービス実施コスト（千円）					
従事人員数		6	5	5	5

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
交付金及び拠出金の額を適正かつ確実に算定するため、以下の項目を実施すること。 ・総務省令に規定する算定方法に基づき、交付金及び拠出金の額を算定すること。算定に当たっては、日本郵便株式会	交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施のため、総務省令に規定する算定方法に基づき、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に対する中立性を保持しつつ算定することとする。また、総務省令	交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施のため、総務省令に規定する算定方法に基づき、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に対する中立性を保持しつつ算定することとする。また、総務省令	＜主な定量的指標＞ ・各社から入手した情報を物理的に他の業務の情報と区分して管理する等、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度１回以上、措置の有効性について検証を行っているか。	1　交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施 省令に規定する算定方法に基づき、下記３により入手した客観的資料から得た計数を用いて、関係会社に対する中立性を保持し、交付金及び拠出金の額を適正かつ確実に算定した。 その結果、令和４年度において日本郵便（株）に交付する交付金の額は約2,808億円､拠出金は関連銀行から約2,307億円、関連保険会社は約502億円となった。 なお、担当職員の異動による算定方法に関する理解や算定の誤り、あるいは算定作業の遅延を防ぐため、認可申請のための算定に先立ち、関係会社の協力を得て利用可能な暫定データに	＜評定と根拠＞ 【Ｂ】 令和４年度の交付金及び拠出金の額について、省令に規定する算定方法に基づき、関係会社に対する中立性を保持し、算定に必要となる資料を必要な時期までに入手し、十分な補足説明を受けて適正に算定を	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施に関し、業務実績･自己評価に記載のとおり、概ね中期計画及び年度計画に定められたとおり着実に実施されたと判断され、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「Ｂ」と評価した。

	社並びに関連銀行及び関連保険会社に対する中立性を保持すること。 ・郵便局ネットワークの維持に要する費用の細目、郵政事業のユニバーサルサービスの利用者の範囲や利用状況その他の交付金及び拠出金の額の算定に必要となる資料を、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に請求すること等により確実に入手し、当該資料に基づき交付金及び拠出金の額の算定を行うこと。 ・郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講ずること。 【指標】 ・総務省令において定める認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受ける。 ・毎事業年度１回以上、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置の有効性について検証を行う。	において定める認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受けることとする。 郵便局ネットワークの維持に要する費用の細目、郵政事業のユニバーサルサービスの利用者の範囲や利用状況その他の交付金及び拠出金の額の算定に必要となる資料については、事実に基づくものであり、かつこれに含まれる計数の積算の根拠及び過程が明らかであるものを日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に請求すること等により確実に入手する。日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社から入手した資料については、十分な補足説明を受けることで内容を確認する。これらの資料に基づき、算定に必要な計数を確定させ、交付金及び拠出金の額の算定を行うこととする。 また、各社から入手した情報を物理的に他の業務の情報と	において定める認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受けることとする。 郵便局ネットワークの維持に要する費用の細目、郵政事業のユニバーサルサービスの利用者の範囲や利用状況その他の交付金及び拠出金の額の算定に必要となる資料については、事実に基づくものであり、かつこれに含まれる計数の積算の根拠及び過程が明らかであるものを日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に請求すること等により確実に入手することとする。日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社から入手した資料については、十分な補足説明を受けることで内容を確認することとする。これらの資料に基づき、算定に必要な計数を確定させ、交付金及び拠出金の額の算定を行うこととする。 また、各社から入手した情報を物理的	＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ●　郵便局ネットワークの維持に要する費用の細目、郵政事業のユニバーサルサービスの利用者の範囲や利用状況その他の交付金及び拠出金の額の算定に必要となる資料については、事実に基づくものであり、かつこれに含まれる計数の積算の根拠及び過程が明らかであるものを日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に請求すること等により確実に入手しているか。 ●　日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社から入手した資料については、十分な補足説明を受けることで内容を確認しているか。 ●　日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社から入手した資料に基づき、算定に必要な計数を確定させ、交付金及び拠出金の額の算定を行っているか。 ●　総務省令に規定する算定方法に基づき、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に対する中立性を保持しつつ算定しているか。 ●　総務省令において定める認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の	基づいて試算を行う取組を行った。 2　総務大臣認可 令和４年度の交付金等については、省令に基づき令和３年11月、上記１で既述の額等を総務大臣に対して認可申請を行い、令和４年１月に当該申請の内容のとおり総務大臣の認可を受けた。 3　交付金及び拠出金の額の算定に必要となる資料 交付金及び拠出金の額の算定に必要となる決算の計数等の資料を、機構法に基づき関係会社に対し請求し、入手した。 また、これらの資料について補足説明を受ける必要があることから、関係会社に対して個別にヒアリングを実施するとともに、ヒアリング後においても、電子メールや電話により適宜追加説明を受け、内容が適当であることを確認した。 4　入手した情報の安全管理措置 関係会社から入手した情報については、電子資料はフォルダのアクセス権限を担当者限りとして管理するとともに、必要に応じてパスワードを設定して管理し、紙資料は保管専用の収納棚を使用し、担当者のみが鍵を保管場所から取り出せるよう設定して管理する等の安全管理措置を実施した。 また、当該情報を安全に管理するための措置の有効性について１回検証を実施した。その結果、これらの措置が有効であることを確認した。	行い、交付金の額及び交付の方法並びに拠出金の額及び徴収方法を省令に定める期日までに総務大臣に対して認可申請を行い、当該申請の内容のとおり認可を受けた。 算定のために入手した情報の安全管理措置については、入手した電子資料及び紙資料のいずれに対しても安全に管理する措置を講じるとともに、その有効性について検証を行い、当該措置が有効であることを確認した。 以上のことから、所期の目標を達成したものと評価した。	

	［指標設定の考え方］ 　交付金及び拠出金の額の算定を適正かつ確実に行うため、認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受けることとする。また、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するため、毎事業年度１回以上、当該情報を安全に管理するための措置の有効性について検証を行うこととする。	区分して管理する等、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度１回以上、措置の有効性について検証を行うこととする。	に他の業務の情報と区分して管理する等、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講じ、１回以上、措置の有効性について検証を行うこととする。	申請をするとともに、その認可を受けているか。 ●　各社から入手した情報を物理的に他の業務の情報と区分して管理する等、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度１回以上、措置の有効性について検証を行っているか。			

４．その他参考情報

中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
２―１	業務経費等の合理化・効率化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費及び業務経費の合計（目安）	令和３年度において、平成 28 年度と比べて５%以上削減する。	189,762 千円 ※28 年度	187,864 千円 （▲1.0%）	185,966 千円 （▲2.0%）	184,069 千円 （▲3.0%）	182,171 千円 （▲4.0%）	180,273 千円 （▲5.0%）	年１%削減した場合の値
	一般管理費及び業務経費の合計（実績値）	－	－	155,588 千円 （▲18.0%）	156,586 千円 （▲17.5%）	114,789 千円 （▲39.5%）	126,058 千円 （▲33.6%）	129,258 千円 （▲31.9%）	
	達成度（変化率）	－	－	1,800%	874%	1,317%	839%	638%	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行するとともに、郵便局ネットワークの維持の支援に関する業務を適正かつ確実に遂行する中で、可能な限り業務の効率化を進めること。特に、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行うこと。具体的には、機構の一般管理費及	機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるとともに、郵便局ネットワークの維持の支援に関する業務を適正かつ確実に遂行できるよう配意しつつ、職員の意識改革、業務の効率化を進め、特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な	機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるとともに、郵便局ネットワークの維持の支援に関する業務を適正かつ確実に遂行できるよう配意しつつ、職員の意識改革を図る。各業務への適切な資源配分を行うため、各部門における進捗状況と経費の使用状況を的確に把握する。一般管理費について	＜主な定量的指標＞ ・一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに業務の新規追加や拡充分等の特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成 28 年度と比べて５％以上を削減する。 ＜その他の指標＞	1　職員の意識改革 理事長の訓示及び人事異動後の新人職員との面談、会計・財務担当課による自主研修等を通じて、経費の適切かつ効率的な使用に対する職員の意識を高めた。 2　業務の合理化 新たに電子決裁・文書管理システムの本格運用を開始するとともに、オンライン会議システムやファイル共有システム、モバイル端末の活用による機構内会議の原則オンラインミーティング化等、引き続き在宅勤務に対応した業務の見直しを進め、ペーパーレス化など業務の合理化に努めた※。 なお、在宅勤務環境の整備に係るシステムの保守は、旅費等の経費削減及び予備費の範囲で行った。また、簡易生命保険管理業務に係る監査業務の見直しを行い、外部へ委託する業務をシステム監査に特化することにより業務の合理化・経費削減を行った。委託先監査については、コロナ禍で出張旅費を削減す	＜評定と根拠＞ 【Ａ】 一般管理費及び業務経費は、競争入札に多くの応札者を得るよう努めた結果、契約価格が下がったことのほか、外部委託の絞り込み、旅費・交通費の削減等、多岐に渡る削減策を実施したこと等により、新型コロナウイルス感染症対策下における業務継続確保等の特殊要因による経費増も含め、基準値と比べ、31.9%の削減となった。 これは、令和３年度の達成目標である「平成 28 年度比５%以上減」をも大きく上回る削減値である。 なお、業務の実施に当たっ	評定　Ａ ＜評定に至った理由＞ 一般管理費及び業務経費は、調達の競争性の確保に努め、契約価格を下げるよう努めている。 新たに電子決裁・文書管理システムの本格運用を開始するとともに、オンライン会議システムやファイル共有システム、モバイル端末の活用による機構内会議の原則オンラインミーティング化等、在宅勤務に対応した業務の見直しを進め、ペーパーレス化など業務の合理化に努めている。 ＰＰＣ用紙について、他機関（16 機関）との共同調達を実施し、プリンタのトナーについて、リサイクルトナーを活用し、耐用年数を超えるプリンタについて、引き続き使用するなど、経費の効率的な使用に努めている。 委託先監査におけるリモート監査を推

	び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに業務の新規追加や拡充分等の特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成28年度と比べて５％以上を削減すること。	見直しを行うこととし、一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに業務の新規追加や拡充分等の特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成28年度と比べて５％以上を削減することを目標として、適切に経費管理を行う。 なお、「情報セキュリティ対応経費」とは、「第４　その他業務運営に関する重要事項」中の「４　情報セキュリティ対策の推進」に係る経費を指す。	は、無駄な経費が発生しないよう、調達の合理化等を推進するとともに、必要に応じ、見直しを適時適切に行うこととし、一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに業務の新規追加や拡充分等の特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成28年度と比べて５％以上を削減することを目標として、適切に経費管理を行う。 なお、「情報セキュリティ対応経費」とは、「第４ その他業務運営に関する重要事項」中の「４ 情報セキュリティ対策の推進」に係る経費を指す。	ー ＜評価の視点＞ ●　職員の意識改革、業務の効率化を進め、一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに業務の新規追加や拡充分等の特殊要因により増減する経費を除く。）について中期目標期間の最終年度において、平成 28 年度と比べて５％以上を削減することを目標として、適切に経費管理を行ったか。	る一方で、リモート監査を推進することにより、監査業務の質を維持しつつ、経費の合理化を図った。さらに、在宅勤務の促進に伴い、役員交通費についても削減を行った。 おって、新型コロナウイルス感染症対策として、入札説明会について、全てをオンライン会議システムにより実施したほか、緊急事態宣言発令中の調達事務について、入開札を郵送で実施し、競争入札の適切な実施に努めつつ、業務の合理化を図った。（入札説明会は 33 件をオンラインで開催、入開札は９件を郵送で対応。） ※業務の合理化効果の例 項目（単位）｜元年度｜２年度｜３年度 ＰＰＣ用紙の使用頻度（枚）｜562,500｜387,500｜227,500 旅費の使用額（千円）｜2,262｜79｜401 注）元年度の数値は新型コロナウイルス感染症拡大前と比較するため記載。 ３　経費の効率的な使用 経費の効率的な使用を図るため、次のような施策を実施した。 ①　ＰＰＣ用紙について、他機関（16 機関）と共同調達を実施した。 ②　プリンタのトナーについて、リサイクルトナーを活用した。 ③　耐用年数を超えるプリンタについて、引き続き使用した。 ４　一般管理費及び業務経費 一般管理費及び業務経費については、基準値（平成 28 年度値）の５％減を目安として見積り額の妥当性の確認に努めるとともに、競争入札の実施に当たっては、入札参加要件の見直し、他案件の入札者のうち、参加見込みがある者への入札の案内の実施等により、多数の応札になるよう促し、契約価格を下げるよう努めた。 また、物件費予算の執行状況を施策項目別や勘定別に毎月とりまとめ、役員に報告した。 なお、昨年度の主務大臣評価における「今後において経費削減施策を実施するに当たっては、無理な経	ては、委託先監査におけるリモート監査の推進のほか、役員の出席する会議等に報告し、業務の品質を確認・評価の上、必要に応じ改善する等の取組を行っており、品質の維持・向上を図りつつ経費の節減を行っているところ。 以上のことから、業務経費の合理化・効率化に十二分に取り組んだものと評価した。	進することにより、監査業務の質を維持しつつ、経費の合理化を図っている。 これらの取組により、業務経費等の合理化・効率化に関し、中期計画及び年度計画に定めた「一般管理費及び業務経費について、中期目標期間の最終年度において、平成 28 年度と比べて 5%以上を削減する。」という定量的指標に対し、31.9%削減を実現した。 以上から、定量的指標に対して 120%以上を達成し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため「A」と評価した。 なお、今後において経費削減施策を実施するに当たっては、無理な経費削減とならないよう、業務品質の維持・向上に留意する必要がある。

					費削減とならないよう、継続して業務品質の維持・向上に留意する必要がある」との指摘を踏まえ、リモート監査の推進等、業務品質の維持・向上に努めつつ、経費管理を行った。 その結果、令和３年度の一般管理費及び業務経費のうち、削減対象経費の合計額は 129,258 千円となり、平成 28 年度の当該経費相当額（189,762 千円）を大幅に下回った。		

４．その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
２―２	給与水準の適正化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）	―	―	96.1 （年度計画目標　100以下）	96.6 （年度計画目標　100以下）	99.1 （年度計画目標　100以下）	94.8 （年度計画目標　100以下）	95.0 （年度計画目標　100以下）	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。	給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役職員給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮しつつ、適正な水準（対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）100以下）を維持するため手当を含めた役職員給与等の適切性を厳しく検証し、必要に応じて適正化を図り、その検証結果や取組状況を公表する。	＜主な定量的指標＞ ・対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案） ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ●　国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役職員給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表したか。 ・法定外福利費について、「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて（平成22年５月６日総務省行政管理局長発各府	1　役員の報酬については、その職責を踏まえ、国家公務員の給与に準じて決定している。 2　職員の給与水準については、個々の職員の成績を適正に評価し、給与に反映しつつ、前年に引き続き全体としては抑制を図った。その結果、令和３年度給与水準は対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）で95.0となり、目標（100以下）とした水準に収まった。 令年３年度の機構職員の給与等の検証結果と取組状況は、主務大臣の検証を経て令和４年６月にホームページで公表した。 3　機構においては、国家公務員に支給されている手当項目以外の手当はなく、法定外福利費も職員の健康診断費用など必要な支出に限っており、互助組織への支出、食事の補助、入学祝金、結婚記念祝金等への支出は一切行っていない。	＜評定と根拠＞ 【Ｂ】 役員の報酬は引き続き国家公務員の給与に準じて決定している。また、職員の給与水準は、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）で95.0と年度計画の目標水準（100以下）となった。 その検証結果と取組状況は、ホームページで公表した。 以上のことから、給与水準の適正化に十分取り組んだものと評価した。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 給与水準の適正化に関し、中期計画及び年度計画に定められたとおり、対国家公務員指数を目標水準とし、ＨＰでその公表も行われ、着実に実施されたと判断されることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「Ｂ」と評価した。

				省官房長宛て事務連絡)」に基づく要請内容に留意したか。			

４．その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
２―３	調達の合理化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	中期目標期間における一者応札の平均件数	第２期中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させない	第２期中期目標期間における一者応札の平均件数３件	１件	１件	１件	１件	２件	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図ること。中期目標期間における一者応札の平均件数を第２期中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努めること。	一般管理費及び業務経費の効率的使用に当たっては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図る。 中期目標期間における一者応札の平均件数を第２期中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。 また、少額随意契約は、複数業者から見積りを徴すること	一般管理費及び業務経費の効率的使用に当たっては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図る。 令和３年度の「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構調達等合理化計画」に基づき、中期目標期間における一者応札の平均件数を第２期中期目標期間における一者応	＜主な定量的指標＞ ・中期目標期間における一者応札の平均件数を第２期中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努めること。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ●「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）」に基づく取組を実施し、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図ったか。 ● 中期目標期間における一者応札の平均件	１「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づく取組の着実な実施 「令和３年度調達等合理化計画」は、契約監視委員会で点検を受けた上で令和３年６月に策定した。 同計画の項目及び実施結果は次のとおり。 （１）重点的に取り組む分野 ① 一者応札・一者応募の抑制 競争性のある契約における一者応札・応募の件数を抑制するため、次の取組を行った。 ア 下見積書徴収事業者数を増やす取組 事業者等へ下見積りを依頼する際は、新型コロナウイルス感染症の影響下においても競争性を確保する観点から、一時的に運用を変更し、３者以上（通常は２者以上）から徴収することとした。 この結果、令和３年度における一者応札・応募案件は２件となり、第２期中期目標期間における一者応札・応募の平均件数（年３件）を下回った。 イ 調達情報配信サービスの周知 「電子メールを使用した入札公告配サービス」について、入札説明会等での	＜評定と根拠＞ 【Ｂ】 「令和３年度調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施した。また、令和３年度における一者応札案件は２件となり、引き続き第２期中期目標期間における一者応札の平均件数（年３件）を下回った。 少額随意契約においても、全て複数者から見積りを徴した。 以上のことから、調達の合理化に十分取り組んだものと評価した。	評定 B ＜評定に至った理由＞ 調達の合理化に関し、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）」に基づく取組を実施し、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図っている。中期計画及び年度計画の「中期目標期間における一者応札の平均件数を第２期中期目標期間における一者応札の平均件数（年３件）より増加させないよう努めること。」という定量的指標に対し、令和３年度の一者応札案件は２件で、着実に実施されたと判断され、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「Ｂ」と評価した。

		を徹底する。	札の平均件数（年３件）より増加させないよう努める。 　また、少額随意契約は、複数業者から見積りを徴することを徹底する。	数を第２期中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努めたか。 ●　少額随意契約は、複数業者から見積りを徴することを徹底したか。	周知を引き続き実施した。 　この結果、令和３年度末現在の登録者数は 111 者となり、令和２年度末より８者減少した。 ②　競争性のない随意契約等に対する取組 　新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件（既契約の増額変更を含む。）及び競争性のある契約の増額変更について、真に急を要するものを除く全案件を、事前に調達等合理化検討会で点検を行った。 　この結果、貯金部及び保険部の弁護士委任、複合機のデータ消去等に係る随意契約４件及び情報システムの保守契約に係る増額変更１件の合計５件を調達等合理化検討会で点検を行った上で、随意契約及び変更契約を締結した。 ③　共同調達・一括調達の実施 　引き続き、コピー用紙の他機関（16 機関）との共同調達を実施した。 　この結果、Ａ４判１箱の契約単価は、単独購入の場合と比較し、182 円の削減となった。 （２）調達に関するガバナンスの徹底 ①　規程等の整備 　会計手続について、政府からの押印事務の見直し要請や電子決裁・文書管理システムの本格運用に伴い、契約決議書の押印箇所を削除する様式変更を行った。 ②　調達に関する内部統制の確立 　調達事務を適切に実施するため、規程類の改正内容を事務処理マニュアルに適時に反映させるとともに、気付きの点の追記を行った。また、新入職員を対象とした研修を実施した。 　この結果、事務処理マニュアルの更新を１回（８本）、内部研修を３回行った。 ③　不祥事発生の未然防止のための取組 　全ての契約関係文書を監査室長に回付し、少額随意契約に係るものを　除く契約締結に関する文書を監事に回付した。また、会計検査院の年度決算検査報告事項について、聴講後に理事長以下全役職員に回覧文書によ		

					り情報を共有した。 （３）自己評価の実施 「令和３年度調達等合理化計画」の自己評価については、契約監視委員会で点検を受け、令和４年６月に結果を公表するとともに、主務大臣に報告した。 （４）推進体制 「令和３年度調達等合理化計画」を着実に実施するため、理事（総務部担当）を総括責任者とする調達等合理化検討会を５回開催し、調達等の合理化に取り組んだ。また、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を２回開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、少額随意契約を除く全ての契約案件の点検等を行い、その審議概要を公表した。 ２　少額随意契約の複数者見積り 少額随意契約（37 件）は、全て複数者から見積りを徴した。		

４．その他参考情報

中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	「第４　業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。 保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行うこと。 加えて、郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定において、中期目標期間の最終年度の決算整理を行った後、なお積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付すること。なお、当該積立	１　予算 別表１のとおり ２　収支計画 別表２のとおり ３　資金計画 別表３のとおり ４　短期借入金の限度額 郵便局ネットワーク支援勘定において、拠出金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、170 百万円とする。 ５　重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。 ６　積立金の処分	１　予算 別表１のとおり ２　収支計画 別表２のとおり ３　資金計画 別表３のとおり ４　短期借入金の限度額 郵便局ネットワーク支援勘定において、拠出金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、170 百万円とする。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ●　作成された予算による運営を行ったか。 ●　保有資産の必要性について不断に見直しは行ったか。 ・保有資産（実物資産、金融資産等）について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討したか。 ●　中期目標期間の最終年度の決算整理を行った後、なお積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われた金額	別表１～３の予算、収支計画及び資金計画を作成し、業務運営を行った。その結果は、財務諸表等のとおりであり、概要は下記のとおり。 （１）経常収益 経常収益は３兆 4,157 億 62 百万円となった。 主な内訳は、保険料等収入３兆 49 億７百万円、拠出金収入 2,910 億 46 百万円、資産運用収益 735 億 92 百万円、その他経常収益 462 億 13 百万円である。 勘定別内訳は、郵便貯金勘定 465 億 44 百万円、簡易生命保険勘定３兆 781 億 73 百万円、郵便局ネットワーク支援勘定 2,910 億 46 百万円である。 （２）経常費用 経常費用は３兆 3,716 億 39 百万円となった。 主な内訳は、保険金等支払金３兆 57 億 15 百万円、交付金 2,909 億 66 百万円、資金調達費用 735 億 92 百万円である。 勘定別内訳は、郵便貯金勘定 16 億 55 百万円、簡易生命保険勘定３兆 789 億 38 百万円、郵便局ネットワーク支援勘定 2,910 億 46 百万円である。 （３）当期総損益 当期総利益は 448 億 88 百万円となり、勘定別では、郵便貯金勘定 448 億 88 百万円、簡易生命	＜評定と根拠＞ 【Ｂ】 予算、収支計画及び資金計画による業務運営を行った結果は、財務諸表等のとおりであり、適切に行われている。 郵便局ネットワーク支援勘定において、拠出金の受入れの遅延等による資金の不足は生じなかったため、短期借入れは行わなかった。 保有資産については、金融資産を含め、保有の必要性を見直すべきものはなかった。 以上のことから、所期の目標を達成したものと評価した。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 財務内容の改善に関し、中期計画及び年度計画に定められたとおり着実に実施されたと判断され、目標の水準を満たしていると認められるため「Ｂ」と評価した。

	金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出すること。	に係る金額の厳格な算出等 郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定において、中期目標期間の最終年度に係る通則法第44条第１項本文又は第２項の規定による整理を行った後、同条第１項の規定による積立金があるときは、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出し、機構法第25条第１項の規定による総務大臣の承認を受けるものとする。当該金額を控除して、なお残余があるときは、同条第２項の規定に基づき、その残余の額を国庫納付する。		を控除した残余の金額を国庫に納付したか。なお、積立金の処分に当たって、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出したか。	保険勘定０百万円の当期総利益、郵便局ネットワーク支援勘定０百万円の当期総損失となった。 郵便局ネットワーク支援勘定において、拠出金の受入れの遅延等による資金の不足は生じなかったため、短期借入れは行わなかった。 ［保有資産の見直し］ （１）実物資産 保有している実物資産は、事務所内の間仕切りやサーバー・パソコン等の有形固定資産及びソフトウエア等の無形固定資産のみである。これらについて、個々の配備状況及び利用状況を定期的に調査した。 （２）金融資産 金融資産については、機構法等に基づき、「１－１ 郵便貯金管理業務（資産の確実かつ安定的な運用）」及び「１－２ 簡易生命保険管理業務（資産の確実かつ安定的な運用）」に記載したとおり運用した。		

４．その他参考情報

中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４―３	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	内部統制委員会の開催回数	１回以上		４回	11 回	８回	８回	７回	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	法令等を遵守しつつ業務を行い、マネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、理事長がリーダーシップを発揮できる環境の整備や、内部統制委員会の開催等により内部統制環境の整備・運用を行うこと。また、これらが有効に機能していることについて定期的又は随時にモニタリング・検証を行い、不断の見直しを行うこと。また、内部監査結果の詳細	（１）内部統制の体制整備等 法令等を遵守しつつ業務を行い、マネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、特に次の点に留意の上、継続的な取組を実施する。 ①　統制環境の整備 ②　機構のミッション等の達成を阻害するリスクの識別、評価及び対応 ③　統制活動としての方針等の整備 ④　重要な情報の識	（１）内部統制の体制整備等 法令等を遵守しつつ業務を行い、マネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、特に次の点に留意の上、継続的な取組を実施する。なお、取組に際しては、業務のデジタル化やテレワークの定着を図るなど、「新たな日常」（出典「経済財政運営と改革の基本方針 2020」等）に対応した業務・働き方改革	＜主な定量的指標＞ ・内部統制委員会を１回以上開催する。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ●　「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき、理事長がリーダーシップを発揮できる環境の整備等により内部統制環境の整備・運用を行ったか。また、これらが有効に機能していることについて定期的又は随時にモニタリング・検証を行ったか。 ●　内部統制委員会を	１　内部統制の体制整備等 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」に基づき業務方法書に記載した事項の具体化を引き続き推進し、以下のとおり内部統制環境の整備・運用を図った。これらの推進状況については、内部統制推進部門責任者（総務部長）が２回点検を行い、全て適切に取り組まれていることを確認して、内部統制委員会に報告した。 また、新型コロナウイルス感染症対策のため、理事長のリーダーシップの下、次の取組を行った。 ・　継続して在宅勤務に係る体制を整備するとともに、ＩＣＴ環境の整備・活用により、職員が働きやすい環境を整えた。 ・　職員の啓発活動を段階的に進め、一部の感染はあったものの、感染を防止して業務を円滑に継続した。 ・　委託先へのリモート監査について、会議室にマイク・スピーカー、卓上パーテーションを設置し実施した。またパーテーションの設置や事務室の消毒等、通常業務においても引き続き感染防止に配意した。 常勤役職員の第３回と第４回の緊急事態宣言時における平均出勤率はともに 29％となり、機構の出	＜評定と根拠＞ 【Ｂ】 総務省行政管理局長通知に基づき業務方法書に記載された事項について全て適切に取り組み、内部統制の体制整備等を推進した。人事に関する計画についても、所定の研修活動等計画していた活動について取組を進めることができた。 特に、長引く新型コロナウイルスの感染拡大という外部環境の変化の中で、内部統制に係る取組の質を維持し、また、業務手法等の見直しや働き方改革の推進に努めたことから、内部統制の充実・強化は目標を達成しているものと評価した。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 内部統制の充実・強化に関し、中期計画及び年度計画に定めた「内部統制委員会を１回以上開催する。」との定量的指標に対し、７回開催され、着実に実施されたと判断され、目標の水準を満たしていると認められるため「Ｂ」と評価した。

	を監事へ報告する等、内部監査担当部門・内部統制推進部門と監事による連携を強化すること。さらに、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、適材適所の人事配置を行うこと。また、メンタルヘルス、ハラスメント対策等の労務課題について、講習会の実施及び外部専門機関を含めた相談体制の構築により、適切な対応を図ること。	別、処理及び伝達に係る態勢の整備 ⑤　モニタリング態勢の整備 ⑥　ＩＣＴへの対応 　内部統制委員会は、毎年１回以上開催する。 　また、内部監査結果の詳細を監事へ報告する等、内部監査担当部門・内部統制推進部門と監事による連携を強化する。 （２）人事に関する計画 　各部門において計画的に研修を実施するほか、外部での研修に積極的に参加させることにより職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、業務の効果的かつ効率的な実施のため、業務の質、量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努める。また、メンタルヘルス、ハラスメント対策等の労働課題について適切な管理体制を確立するなど、働きやすい職場環境を整備する。	を推進する。 ①　統制環境の整備 ②　機構のミッション等の達成を阻害するリスクの識別、評価及び対応 ③　統制活動としての方針等の整備 ④　重要な情報の識別、処理及び伝達に係る態勢の整備 ⑤　モニタリング態勢の整備 ⑥　ＩＣＴへの対応 　内部統制委員会は、１回以上開催する。 また、内部監査結果の詳細を監事へ報告する等、内部監査担当・内部統制推進部門と監事による連携を強化する。 （２）人事に関する計画 　各部門において計画的に研修を実施するほか、外部での研修に積極的に参加させることにより職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、業務の効果的かつ効率的な実施のため、業務の質、量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努める。また、働き方改革を推進する観点から職員の就業状況や就労改善の	年１回以上開催したか。また、内部監査結果の詳細を監事へ報告する等、内部監査担当部門･内部統制推進部門と監事による連携を強化したか。 ●　人事に関して、計画的に研修を実施するほか、外部での研修に積極的に参加させることにより職員の専門性を高めたか。 ●　職員の勤務成績を考慮した人事評価を実施したか。また、柔軟な組織体制の構築に努めたか。 ●　メンタルヘルス、ハラスメント対策等の労働課題に適切な管理体制を確立するなど、働きやすい職場環境を整備したか。	勤目標としている 30%を下回った。 　さらに、業務デジタル化推進に係る政府からの要請を踏まえ、公印省略に係る規定改正に速やかに取り組み、電子決裁・文書管理システムの本格運用の開始、財務会計システムのリモート化を進めた。 ①　統制環境の整備 　運営基本理念、運営方針及び役職員の倫理・行動指針に基づく行動を旨とした「機構のミッション達成に向けて（理事長メッセージ）」については、引き続き新入職員研修において周知した。 　理事長は、職員の身上把握に努めつつ、機構のミッション達成に向けたメッセージを伝達するとともに、節目節目で役職員に対して高い倫理観と良識の保持及び法令等の遵守の徹底を訓示した。 　職員に対して倫理規程上の禁止行為等の内容を盛り込んだコンプライアンス点検を実施し、法令等遵守の意識の醸成を図るとともに、役職員に対してコンプライアンス及び通報に関する研修を実施した。 　さらに、職員に対して機構幹部が自由に配布できる「コンプライアンス情報」を幹部ミーティングで配布し、総務部担当理事から、「内部統制に関する法律の枠組み」の解説など内部統制活動の趣旨等について分かりやすく解説しその意義の理解促進に努め、厳正な職務規律の保持と役職員倫理の確立に努めた。 　また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う出勤抑制・出張抑制に対応しつつ、安全かつ円滑に統制活動を推進するため、次の取組を行った。 ・幹部等の会議、職員間の打合せは、会議室で行うほか、各自の机又は在宅からオンラインで行い、出席者以外の傍聴も可能とし、情報を共有した。 ・職員への研修は、原則オンラインで実施した。 ・外部への入札説明会は、全てオンラインで実施した。 ・委託先への監査は、原則オンラインで実施した。なお、インターネットによる会議に対応していない郵便局等への対応では、電話会議システムを活用した。		

			意見等を確認し、課題があれば順次対応していくとともに、メンタルヘルス、ハラスメントの防止等について、有用な情報を提供できる外部の専門機関等も活用することにより、職員の意識や認識の向上を図るとともに、相談体制を構築し、働きやすい職場環境を整備する。		② リスクの評価と対応 令和３年度のリスク管理委員会では顕在化したリスクの発生原因の分析及び再発防止策の実施状況を確認し、内部統制委員会にそれぞれの議事概要を報告した。 ③ 統制活動 中期計画等の進捗状況の管理にあたり、「中期計画等の策定及び評価に関する規程」において「中期計画等の進捗管理に関する検討会議」を開催することが明記されたことを踏まえ、同会議を実施した。 内部統制委員会は、情報セキュリティ委員会及びリスク管理委員会からの報告も受けることとし、７回開催した。 なお、統制活動に係る各種会議については、緊急事態宣言発出時など出勤制限下においては、原則としてオンライン会議方式で感染リスクを回避しつつ開催した。 また、統制活動に必須となる機構内の意思決定の円滑化に関し、業務デジタル化推進の観点も踏まえ、電子決裁・文書管理システムの本格運用を開始し、運用開始以降、対象となる全決裁文書を電子決裁に移行した。あわせて、政府から要請のあった公印省略についても、関係規程を改正の上、令和３年度末までに順次移行を完了した。 職員の人事異動後も業務の継承が円滑に行えるように、各部の事務処理マニュアルは随時見直しを実施した。 ④ 情報と伝達 役員会（所定の案件が付議された際に開催）、役員懇談（必要に応じ開催）、月例業務報告会議（毎月開催、課長級以上の役職員出席）、幹部ミーティング（毎週開催、部長級以上の役職員出席）、課長ミーティング（不定期開催、課長級の職員出席）及び課内ミーティング並びに役職員全員に配備したＬＡＮ端末等を用いて、役職員相互で情報を共有している。 また、業務委託先や総務省等、組織外への情報伝達については、事務処理マニュアル等に基づいて行われている。前年度に引き続き、期限付き重要業務をリスト化し、これを月例業務報告会議に		

					おいて更新・共有することで、漏れや遅れなく実施されるよう努めている。 　上記会議については、在宅勤務に係るＩＣＴ環境整備、とりわけグループウエアの導入に伴い、機構内の全役職員のスケジュール管理や各部課の情報共有を一元化し、より一層の情報共有に努めた。また、会議の開催は引き続き、同グループウエアの機能であるオンライン会議システムを活用し、執務室、在宅の区別なく参加することが可能な形で開催した。 ⑤　モニタリング 　内部統制担当役員等は、業務の有効性・効率性、財務、年度計画の進捗等について日常的にモニタリングし、問題や課題が明らかになった場合は、役員への報告・情報提供を適時に行い、再発防止策等の策定及びそのフォローアップを行った。 　理事によるモニタリングとして、中期計画等の進捗管理に関する検討会議を実施するとともに、進捗状況について幹部ミーティングで報告を行った。 　内部監査担当（監査室長）は、令和３事業年度内部監査計画に基づき、リスクが顕在化した場合の影響度の大きい事項等について、内部監査を実施した。 　上記の監査の結果については、理事長に報告されるとともに、監事、理事、総務部長に報告書が送付され、理事長の指示のもと、被監査部門において改善策が講じられた。 　更に、内部監査担当（監査室長）は、監事に内部監査結果を詳細に報告する際に、内部監査計画、監査項目や監査手法について意見交換を行うなど、監事との連携強化を図った。 ⑥　ＩＣＴへの対応 　業務のデジタル化に関する政府の方針を踏まえ、速やかに公印省略の制度化を行いつつ電子決裁・文書管理システムの本格運用の開始や財務会計システムのリモート化を進める一方、リモート監査や周知・広報におけるソーシャルメディアの活用に取り組むなど、機構の内部事務・基幹的業務両面で積極的に業務デジタル化に係るＩＣＴ対応を推進し、機構の働き方改革・業務改革に努めた。		

					2　人事に関する計画 （研修） 　研修計画に基づき、部外研修 34 件（内部監査、公文書管理、情報公開制度等）、機構主催研修 17 件（コンプライアンス、情報セキュリティ、犯罪収益移転防止法関係等）を実施した。 （柔軟な組織体制の構築） 　働き方改革の推進等職員の意見・課題を確認し、必要に応じて対応を行った。 （人事評価） 　管理職員・一般職員とも年２回（６月及び 12 月）の賞与に評価結果を反映させ、職員の勤務成績を考慮した人事評価を実施した。 （働きやすい職場環境の整備（働き方改革の推進）） ①　メンタルヘルス、ハラスメントの防止のため、職員向けに研修を行い、継続した意識向上を図った。 　また相談窓口の役職者・担当者においては、オンラインによる外部研修を受講し、スピーディーに対応できる相談体制を構築した。 ②　出勤簿等のデジタル化を推進し、職員の作業等軽減を図った。また、在宅勤務時における残業に関する制度整備を実施した。 ③　働き方や職場環境改善につなげる目的から職員アンケートを行った。（令和３年１２月）働き方改革として、課題に応じてチームを形成し、それぞれの課題に対応した検討・施策を実施した。 ④　研修・会議については在宅勤務のために整備したオンライン会議システム等を積極活用し、スピーディーな開催や移動時間の削減を行った。 ⑤　労働基準法改正による年次有給休暇の年５日取得義務化については、全員が年５日以上の年次有給休暇取得を達成した。 ⑥　雇用している障害者については、契約更新を行い引き続き雇用を行うとともに、障害者の働きやすさを図るため、障害者就労センター等と都度連携・情報交換を行った。		

４．その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４―４	情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
職員を対象とする訓練又は点検を年５回以上	５回以上		10 回	9 回	11 回	11 回	11 回	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第１項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、情報セキュリティ及び保有個人情報の保護に関する規程に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力を強化する等の対策により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止に努めること。また、対策の実施状況を毎年度把握し、ＰＤＣＡサイクルによる改善を図ること。郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先及び再委託先においても個人情報の適切な管理が図	情報セキュリティについて、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第１項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強化等の対策、職員の教育・訓練の実施、遵守状況の把握等により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティ対策に努める。また、適時適切に情報システム更改及びペネトレーションテストを実施するとともに、職員を対象とする訓練又は点検を年５回	情報セキュリティについて、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第１項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強化等の対策、職員の教育・訓練の実施、遵守状況の把握等により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティ対策に努める。また、職員を対象とする訓練又は点検を５回以上実施し、PDCA サイクルによる改善を図る。 委託先（株式会社	＜主な定量的指標＞ ・職員を対象とする訓練又は点検を年５回以上実施する。 ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ●「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強化等の対策、職員の教育・訓練の実施、遵守状況の把握等により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティ対策に努めたか。 ●　適時適切に情報システム更改及びペネトレーションテス	「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（以下「政府統一基準群」という。）等に基づき、以下の情報セキュリティ対策を実施した。 1　情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強化等の対策 ①　政府から提供された不審メール、不正プログラム、各種ソフトウェアの脆弱性等の情報を踏まえた対策を機構情報システムに随時反映した。 ②　不要ファイルの削除週間を設けて、各部において集中的にメールサーバ及び共有ファイルサーバに残存する不要な情報（個人情報を含む）を削除する対応を３回実施した。 ③　情報セキュリティ対策実施手続について、令和３年度改正政府統一基準群に基づき改正を行った。 2　職員の教育・訓練の実施 ①　情報セキュリティ研修 総務部の情報セキュリティ担当者が講師となり、全役職員を対象に、業務情報の保護の徹底、情報の漏えい時の対応等について説明した。 ②　情報セキュリティ研修 外部の専門家が、全役職員を対象に、最近の動向と事例、対策のポイント等について解説した。 ③　ＮＩＣＴ主催の実践的サイバー防御演習「ＣＹＤＥＲ」 ＣＳＩＲＴ（情報セキュリティインシデントに対処する職員のチーム）構成員が、情報セキュリティインシデントへの対処に係る実践的な演習を受講した。	＜評定と根拠＞ 【Ｂ】 政府統一基準群等に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強化等の対策を適切に実施した。 ＰＤＣＡサイクルによる改善を推進しつつ、合計 11 回の個人情報保護・情報セキュリティに関する訓練・点検を行うことにより、職員の対処能力の向上を図った。 これらの取組により、機構は自ら行う業務に関する情報セキュリティ対策の推進に十分に取り組むとともに、委託先等において個人情報の適切な管理、情報セキュリティ対策の適切な対処が図られるよう監督を行ったものと評価した。 以上のことから、所期の計画を達成する成果を得たものと評価した。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 情報セキュリティ対策の推進に関し、中期計画及び年度計画に定められた「職員を対象とする訓練又は点検を年５回以上実施する」との定量的指標に対し、合計 11 回の訓練・点検が行われ、着実に実施されたと判断され、目標の水準を満たしていると認められるため「Ｂ」と評価した。 なお、業務プロセスの見直しを図り、業務のデジタル化を推進するに当たっては、今後も継続して「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等に基づき、情報セキュリティ対策に努める必要がある。	

	られるよう監督を行うこと。	以上実施し、ＰＤＣＡサイクルによる改善を図る。 　委託先及び再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、必要に応じ、上記第１の１（１）及び２（１）の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を行うこととする。	ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険）及び再委託先（日本郵便株式会社）においても個人情報の適切な管理が図られるよう、受領した報告又は実地監査により確認等を行うとともに、必要に応じ、改善を求める等の措置を行うこととする。	トを実施したか。また、職員を対象とする訓練又は点検を年５回以上実施し、ＰＤＣＡサイクルによる改善を図ったか。 ●　委託先及び再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、必要に応じて確認を行うとともに、改善を求める等の措置を行ったか。	④　標的型攻撃メールの模擬訓練（５回） 　全役職員を対象に、模擬の標的型メールを送信し、受信した役職員が速やかに機構ＣＳＩＲＴに報告できるかどうかを確認した。対応が不十分な役職員には個別に指導した。 ３　遵守状況の把握 　個人情報保護・情報セキュリティ点検（各３回） ①　保護管理者（各部長）が、所管部職員の保有個人情報の管理状況についてシートによる点検を行い、適切に管理されていることを確認した上で、情報セキュリティ委員会に報告した。 ②　総括情報セキュリティ責任者（総務部長）が、全役職員の情報セキュリティ対策の状況についてシートによる点検を行い、対策が適切に実施されていることを確認した上で、情報セキュリティ委員会に報告した。 ４　ＰＤＣＡサイクルによる改善 　「情報セキュリティ対策を総合的に推進するための計画」に基づき、上記１～３を推進した。 　上記３に記載した個人情報保護・情報セキュリティ点検については、情報セキュリティ委員会において情報漏えい対策や個人情報の適切な取扱いのポイントを確認し、点検の内容・実施回数等を企画した。そして、全役職員向けの点検を実施するとともに、点検結果に課題があった職員に対する業務指導を行った。全役職員の点検結果の分析を踏まえた上で、次回点検に最近の公的機関の情報漏えい事案の傾向を新たに盛り込むなど毎回点検内容を見直しつつ、６回の点検を繰り返した。 ５　委託先及び再委託先における管理の確認等 （郵便貯金管理業務） 「１－１　郵便貯金管理業務（委託先及び再委託先の監督）」の２－（５）－ウ「顧客情報の管理」に記載したとおり。 （簡易生命保険管理業務） 　「１－２　簡易生命保険管理業務」（委託先及び再委託先の監督）の２－（５）－イ「顧客情報の管理」に記載したとおり。		

４．その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４―５	災害等の不測の事態の発生への対処		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	２９年度	３０年度	令和元年度	２年度	３年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	災害時を想定した訓練を年２回以上	２回以上		３回	４回	５回	５回	５回	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	東日本大震災の際の対応等を踏まえ、災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務及び郵便局ネットワーク支援業務を適切に実行できるように、緊急時対応マニュアルを毎年度見直す等により、リスク管理体制を適切に運用すること。また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう監督を行うこと。	災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務及び郵便局ネットワーク支援業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルについて、毎年度見直す。また、「緊急事態対応計画」及び「業務継続計画」に基づく緊急時の業務連絡体制等について、適時見直しを行うとともに、災害時を想定した訓練を年２回以上実施することなどにより、リスク管理体制を適切に運用する。 委託先及び再委託先においても災害等の不測の事態の発生	災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務及び郵便局ネットワーク支援業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルについて見直す。また、「緊急事態対応計画」で定める緊急時連絡先一覧並びに「業務継続計画」で定める非常参集職員等、非常時優先業務及び期限付き重要業務について適時見直しを行うとともに、災害時を想定した訓練を２回以上実施することなどにより、リスク管理体制を適切に運用する。また新型コロナウイルス	＜主な定量的指標＞ ・災害時を想定した訓練を年２回以上実施する。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ●　災害等の不測の事態が発生した場合のリスク管理体制を適切に運用したか。 ●　緊急時の対応マニュアルについて、見直しを行ったか。 ●　「緊急事態対応計画」及び「業務継続計画」に基づく緊急時の業務訓練体制等について、適時見直しを行ったか。 ●　災害時を想定した訓練を年２回以上実施したか。	１　新型コロナウイルス感染症対策について 令和３年度を通して新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対応を行った。 ①　政府や都道府県から示される対策や総務省からの対応要請等を踏まえ、機構内に該当する内容を確認し、随時速やかに機構内の対策を策定・実施した。 ②　政府からの緊急事態宣言等が行われる内容を踏まえ、５回の緊急事態対策本部を設置し、重点的に対応が必要なものについては、理事長メッセージとして対策を定め役職員に展開した。 ③　緊急事態対策本部において、機構の対策をまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の対処方針」の方針内容等を修正し、職員に展開した。また軽微な修正については、緊急事態対策会議メンバーに書面による確認を行った上で、職員に展開した。以後、同方針に基づき機構内の対策を実施している。 ④　令和３年度に機構内で２名の感染者が確認されたが、保健所との速やかな連携、職員に対する待機等連絡を迅速に行った結果、感染拡大には至らず、業務継続にも大きな影響は生じなかった。 ２　災害等に対する準備等	＜評定と根拠＞ 【Ｂ】 新型コロナウイルス感染症への対応を中心として、緊急時の対応マニュアルの見直しを適時適切に行った。 緊急時連絡先一覧等を適時見直し、緊急時に備えるとともに、継続して災害時を想定した訓練を５回行い、災害時の対応を確認した。 委託先及び再委託先におけるリスク管理体制について、内容の確認等を適切に行った。 以上のことから、所期の計画を達成する成果を得たものと評価した。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 災害等の不測の事態の発生への対処に関し、中期計画及び年度計画に定められた「災害時を想定した訓練を年２回以上実施する」との定量的指標に対し、５回の訓練が行われる等、着実に実施されたと判断され、目標の水準を満たしていると認められるため「Ｂ」と評価した。	

		への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、上記第１の１（１）及び２（１）の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を行うこととする。	感染症拡大防止については、政府等の動向を注視し、随時必要な措置を講じる。 委託先（株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険）及び再委託先（日本郵便株式会社）においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、受領した報告又は実地監査により確認等を行うとともに、必要に応じ、改善を求める等の措置を行うこととする。	●　委託先及び再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じて確認を行うとともに、改善を求める等の措置を行ったか。	①　緊急時連絡先一覧及び非常参集職員の指定・更新については、人事異動等による変更等が発生した場合には速やかに確認・更新を行い、役職員に周知徹底して、非常時に備えた。 ②　非常時優先業務及び期限付き重要業務については、毎月見直し・内容確認を行い、非常時に優先して行うべき業務内容を役職員に定期的に再認識を行った。 ③　災害時を想定した訓練については５回実施した。 ３　委託先等の体制の確認等 郵便貯金管理業務の委託先に対しては、コンティンジェンシー・プラン、災害発生時における規程等について、前回監査以降に改正があったものの提出を求め、改正内容の確認を行った。 再委託先に対しては、「危機管理規程」、「緊急時対応計画」及び「事業継続計画」について前回監査以降に改正があったものの報告を求め、緊急連絡網の現行化、非常参集要員の指定、安否確認システム等による初動対応体制の整備状況のほか、これらの訓練を実施したことを確認した。 また、新型コロナウイルス感染症対策については、委託先において「社員に対する感染症対策の徹底」、「感染及び濃厚接触者等の報告体制」、「事業継続体勢の確保」について策定・周知されていることを確認した。 簡易生命保険管理業務の委託先等に対しては、「危機管理規程」、「危機管理マニュアル」及び「事業継続計画」並びに「情報システムにおける総合的緊急時対応計画」について報告を求め、大規模災害時における被災シナリオが現実性の高いものに整理され、検証されていることを確認した。 また、新型コロナウイルス感染症に係る対応方針（感染予防・感染者発生時の対応・報告体制等）や、緊急事態宣言発令時の業務継続方針等が、委託先等において重点取組事項として策定されており、適切に対応が取られていることを確認した。		

４．その他参考情報